

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2018年1月

債券売出届出目論見書



ノルウェー地方金融公社

ノルウェー地方金融公社 2023年1月30日満期
円建 早期償還条項付
日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うノルウェー地方金融公社 2023年1月30日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成30年1月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本債券への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本債券は、早期償還されず、所定のロックイン事由が発生した場合には、満期償還額が日経平均株価または S&P500 に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行者、売出人およびそれらの関連会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、日経平均株価および／または S&P500 の水準、円金利市場および発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

利率変動リスク

本債券の利率は、2018年4月30日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2018年7月30日以降の各利払期日については、日経平均株価および／または S&P500 の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の日経平均株価または S&P500 の少なくとも一方の参照指数終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率 0.10% となる。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

長期債券保有リスク

本債券は、期限前に償還される場合を除き、2023年1月30日に償還される。本債券が早期償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年率 0.10%。）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本債券を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本債券と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行者の類似の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者の経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本債券の価格に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価および／または S&P500 の各構成銘柄および日経平均株価および／または S&P500 の先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時、評価日における日経平均株価および／または S&P500 に影響し、結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本債券の流通市場の不存在」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は「3 償還の方法 (1) 満期における償還」により決定されるが、償還期限前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

① 日経平均株価および／または S&P500

本債券の満期償還額および利率は日経平均株価および／または S&P500 に連動し、かつ早期償還条項も日経平均株価および／または S&P500 の水準により決定される。一般的に、日経平均株価および／または S&P500 が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、日経平均株価および／または S&P500 が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。

② 日経平均株価および／または S&P500 の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価および／または S&P500 の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は日経平均株価および／または S&P500 の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日もしくは満期までの残存期間

評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、日経平均株価および／または S&P500、円金利水準、日経平均株価および／または S&P500 の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価および／または S&P500 の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価および／または S&P500 ならびに日経平均株価および／または S&P500 の先物の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価および／または S&P500 の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価および／または S&P500 ならびに日経平均株価および／または S&P500 の先物の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価および／または S&P500、円金利水準、日経平均株価および／または S&P500 の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行者の格付け

一般的に発行者の格上げが行われると本債券の価格は上昇し、格下げが行われると本債券の価格は下落すると予想される。

配 当

日経平均株価および S&P500 は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

租 税

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月9日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 トマス・モラー／資金兼IR部 部長
(Thomas Møller, Head of Funding & IR)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集債券に関する基本事項】	1
第2【売出債券に関する基本事項】	1
1【売出要項】	1
2【利息支払の方法】	3
3【償還の方法】	5
4【元利金支払場所】	19
5【担保又は保証に関する事項】	20
6【債券代理人の職務】	20
7【債権者集会に関する事項】	20
8【課税上の取扱い】	21
9【準拠法及び管轄裁判所】	22
10【公告の方法】	23
11【その他】	23
第3【資金調達目的及び手取金の使途】	25
第4【法律意見】	25
第二部【参照情報】	26
第1【参照書類】	26
第2【参照書類の補完情報】	26
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	26
第三部【保証会社等の情報】	27
第1【保証会社情報】	27
第2【保証会社以外の会社の情報】	27
第3【指数等の情報】	27
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	28
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実の内容を記載した書類	30
発行者の概況の要約	34

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会 社 名	住 所
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【売出債券の名称】	ノルウェー地方金融公社 2023年1月30日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50億円(予定)(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)	【売出価格】	額面金額の100%
【売出価格の総額】	50億円 (予定)(注2)	【利率】	額面金額に対して、 (i) 2018年1月30日(当日を含む。)から 2018年4月30日(当日を含まない。)まで の期間:年(未定)%(年2.00%以上年4.50% 以下を仮条件とする。) (ii) 2018年4月30日(当日を含む。)から償 還期限または(場合により)早期償還日(い ずれも当日を含まない。)までの期間: (イ) 利率判定評価日のそれぞれの参照指 数の参照指数終値が関連する利率判定 水準以上である場合 年(未定)%(年2.00%以上年4.50% 以下を仮条件とする。) (ロ) 利率判定評価日の少なくとも一つの 参照指数の参照指数終値が関連する利 率判定水準未満である場合 年0.10% (注2)(注4)
【償還期限】	2023年1月30日 (注5)	【売出期間】	2018年1月22日から 2018年1月29日まで(注6)
【受渡期日】	2018年1月31日 (注6)		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに(注7)記載の金融商 品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注9)		

- (注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社（以下「発行者」という。）により、発行者の債券発行プログラム（以下「債券発行プログラム」という。）に基づき、2018年1月30日（以下「発行日」という。）（注 6）に発行され、売出人と同一グループ会社である英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社により引き受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は、50 億円（予定）である。
本債券の券面総額および売出価格の総額は、仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案したうえで決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2018年1月中旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注 3) 本債券についての申込単位は、300 万円以上 100 万円の整数倍とする。
- (注 4) 利率判定評価日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を、早期償還日の定義については、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を、参照のこと。
- (注 5) 本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日に早期償還されることがある。なお、その他の早期償還については下記「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」および「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注 6) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね 1 週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注 7) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第 66 条に基づき登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (注 8) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づき登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。
なお、発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より 2017 年 4 月 5 日付で(P)Aaa の格付を、また、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より 2017 年 4 月 5 日付で AAA の格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということにより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。
ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注 9) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われぬ。
- (注 10) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引にお

いて行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、アメリカ合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国 1986 年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

発行兼支払代理人（以下「債券代理人」という。）

会社名	住所
ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ ストリート1、ウィンチェスター・ハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

(1) 担保提供制限

下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

(2) その他の条項

該当条項なし。なお、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」を参照のこと。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率で、発行日である 2018 年 1 月 30 日（当日を含む。）からこれを付し、2018 年 4 月 30 日を初回として毎年 1 月 30 日、4 月 30 日、7 月 30 日および 10 月 30 日（以下それぞれ「利払期日」という。）に発行日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いする。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

(1) 固定利率：2018 年 1 月 30 日（当日を含む。）から 2018 年 4 月 30 日（当日を含まない。）までの期間については、年（未定）%（年 2.00%以上年 4.50%以下を仮条件とする。）。すなわち、額面金額 100 万円の各本債券につき、2018 年 4 月 30 日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。

(2) 変動利率：2018 年 4 月 30 日（当日を含む。）から満期償還日（下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」に定義される。）（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2018 年 7 月 30 日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」とい

う。)に、各連動利払期日(当日を含まない。)までの3ヵ月間の期間についての利息(以下「連動利息額」という。)が後払いされる。各連動利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人(下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」に定義される。)の単独の裁量により以下に従って決定される。

(i) 関連する利率判定評価日のそれぞれの参照指数の参照指数終値が、関連する利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、かかる連動利払期日(当日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年(未定)% (年2.00%以上年4.50%以下を仮条件とする。)とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、(未定)円とする。

(ii) 関連する利率判定評価日の参照指数のうちの少なくとも一つの参照指数終値が、関連する利率判定水準を下回る場合、かかる連動利払期日(当日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

利払期日が営業日(下記に定義される。)ではない場合、かかる利払期日は翌営業日まで延期される。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は行われぬ。本書において別途規定しない限り「営業日」とは、本債券に関し、東京、ロンドンおよびニューヨーク市において、商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率に、下記記載の算式により計算された当該期間(以下「計算期間」という。)の日数を乗じて360で除した金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の最初の日があたる年の数字をいう。

「Y2」とは、計算期間の最後の日直後の日があたる年の数字をいう。

「M1」とは、計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。

「M2」とは、計算期間の最後の日直後の日があたる暦月の数字をいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。

「D2」とは、計算期間の最後の日直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字である場合は、D2は30とする。

ただし、かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入するものとする。

各本債券はその償還日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示または提出がなされた(ただし、これらが必要な場合)にもかかわらず償還金額の支払が不当に保留もしくは拒絶された場合またはその他支払につき不履行があった場合はこの限りではない。かかる場合、不当に保留、拒絶または不履行があった支払に関する元金に対し、本債券の呈示または提出がなされた上(ただし、これらが必要な場合)で支払が行われる日、または(当該本債券の呈示または提出が支払の前提条件となっていない場合を除き)かかる支払を行うために債券代理人が必要な資金を受領し、債券代理人によりその旨の通知が下記「10 公告の方法」に従って本債券の所持人(以下「本債権者」という。)に対しなされた日から7日目の日(その後に支払の不履行があった場合を除く。)のいずれか早い方の日まで継続して上記記載の各利率の利息(請求または判決の前後を問わず)が発生する。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

早期償還されず、また、買入消却されないかぎり、各本債券は、2023年1月30日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人により計算される金額（以下「満期償還額」という。）にて日本円で償還される。ただし、満期償還日が営業日ではない場合、かかる満期償還日は翌営業日まで延期される。なお、いかなる場合にも支払われる金額の調整は行われない。

(A) ノックイン事由（下記に定義される。）が発生しなかった場合、100万円

(B) ノックイン事由が発生した場合、以下の算式で計算される償還金額

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{償還額算出対象指数の最終参照指数}}{\text{償還額算出対象指数の当初参照指数}}$$

ただし、各本債券につき、満期償還額は、(i)1円未満は四捨五入され、また(ii)0円を下回ることはなく、(iii)100万円を超えないものとする。

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

「当初参照指数」とは、各参照指数につき、計算代理人が決定する当初参照指数決定日（下記に定義される。）の参照指数終値をいう。ただし、その後公表される訂正は考慮せず、下記の「参照指数の訂正」に従う。

「当初参照指数決定日」とは、2018年1月30日をいう。ただし、2018年1月30日がいずれかの参照指数につき障害日（下記に定義される。）である場合、かかる参照指数の当初参照指数決定日は、その直後のかかる参照指数の障害日でない予定取引日（下記に定義される。）とする。ただし、直後の3予定取引日の各日が障害日でない場合に限る。直後の3予定取引日の各日が障害日である場合には、(a)かかる3予定取引日目の日を、かかる日が障害日であるか否かに拘らず、参照指数の当初参照指数決定日とみなし、(b)計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量で、適切とみなすソースを参照して、当初参照指数を決定する。

「計算代理人」とは、（未定）をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

「共通予定取引日」とは、すべての参照指数について予定取引日である日をいう。

「構成株式銘柄」とは、参照指数につき、計算代理人により決定される当該参照指数に含まれる株式またはその他構成株式銘柄をいう。これに関連する表現についても上記定義に従って解釈される。

「利率判定水準」とは、各参照指数につき、当該当初参照指数の80.00%に相当する水準（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「障害日」とは、(a)日経平均株価については、取引所（下記に定義される。）または関係取引所（下記に定義される。）がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場障害事由（下記に定義される。）が生じている予定取引日をいう。(b) S&P500については、(i)スポンサー（下記に定義される。）が参照指数の水準を公表することができない（ただし、計算代理人がその裁量により、かかる事由が参照指数の中断（下記「参照指数の廃止／計算方法の変更」に定義される。）の発生を生じさせると判断する場合を除く。）、(ii)関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または(iii)市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

いずれの場合においても、計算代理人は、発行者および債券代理人に対し、その状況の下で実務上可能な限り早く、障害日でなければ当初参照指数決定日または評価日（下記に定義される。）であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の発生の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

「早期終了」とは、(a)日経平均株価については、参照指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関連する取引所または関係取引所における、取引所営業日（下記に定義される。）の予定終了時刻（下記に定義される。）前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)当該取引所営業日の取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と(ii)当該取引所営業日の評価時刻（下記に定義される。）における執行のために取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。(b) S&P500については、構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所における取引所営業日の予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i)当該取引所営業日のかかる取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と(ii)当該取引所営業日の評価時刻における執行のためにかかる取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

「取引所」とは、(a)日経平均株価については、東京証券取引所もしくはその承継者または参照指数を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に組込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。(b) S&P500については、各構成株式銘柄について、計算代理人が決定する当該構成株式銘柄の取引が主に行われている主要な証券取引所もしくはその承継者または当該構成株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける当該構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「取引所営業日」とは、(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、取引所または関係取引所のいずれかが予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。(b) S&P500については、(i)スポンサーが参照指数の水準を公表し、かつ(ii)関係取引所においてその通常取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいい、関係取引所が予定終了時刻よりも早く終了する予定取引日を含む。

「取引所障害」とは、(a)日経平均株価については、市場参加者が全般的に(i)取引所における参照指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または(ii)関係取引所において、参照指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人がその裁量において判断した事由（早期終了を除く。）をいう。(b) S&P500については、市場参加者が全般的に(i)取引所において当該構成株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または(ii)関係取引所において、参照指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人がその裁量において判断した事由（早期終了を除く。）をいう。

「繰延評価日」とは、予定評価日（下記に定義される。）の直後の5共通予定取引日目の日をいう。

「参照指数」とは、日経平均株価（東京証券取引所市場第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、公式の値は現在、スポンサーが計算・公表しているものをいう。）および/または S&P500 をいい、それぞれ詳細については、下記「日経平均株価に関する情報」および「S&P500に関する情報」を参照のこと。

「最終参照指数」とは、関連する参照指数につき、最終評価日（下記に定義される。）における参照指数終値をいう。

「参照指数終値」とは、関連する参照指数につき、計算代理人が決定する、該当する日の評価時刻現在の参照指数水準（下記に定義される。）をいう（ただし、下記「参照指数の廃止/計算方法の変更」および「参照指数の訂正」の規定に従う。）。

「参照指数水準」とは、(a)日経平均株価については、スポンサーにより計算され公表される、または参照ソース（下記に定義される。）に表示される参照指数の水準をいい、(b)S&P500については、スポンサーによって計算および公表される参照指数の水準をいう。

「スポンサー」とは、(a)日経平均株価については、当該参照指数につき、その計算および調整の規定、手続ならびに方法の設定および検討につき責任を負い、（直接または代理人を通じて）各予定取引日に定期的に当該参照指数の水準を公表する会社または法人をいい、現時点では株式会社日本経済新聞社であり、(b)S&P500については、当該参照指数につき、その計算および調整の規定、手続ならびに方法の設定および検討につき責任を負い、（直接または代理人を通じて）各予定取引日に定期的に当該参照指数の水準を公表する会社または法人をいい、現時点ではS&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーである。

「償還額算出対象指数」とは、以下の算式で計算されるパフォーマンスのうち、対する参照指数と比べてパフォーマンスの低い方の参照指数をいう。

$$\frac{\text{最終参照指数}}{\text{当初参照指数}}$$

疑義を避けるために付言するならば、償還額算出対象指数は、上記算式によって求められる値が低い方となる。両参照指数が同じ値のパフォーマンスを有する場合、計算代理人がその単独の裁量により償還額算出対象指数を決定する。

「ロックイン事由」は、ロックイン事由決定日（下記に定義される。）のロックイン事由決定時刻（下記に定義される。）に、少なくとも1つの参照指数の参照指数水準が、当該参照指数の当該ロックイン事由決定日のロックイン判定水準（下記に定義される。）と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で決定した場合に発生したとみなされる。

「ロックイン事由決定日」とは、観察期間（下記に定義される。）中の当該参照指数のための各予定取引日で、当該参照指数につき障害日でない日をいう。

「ロックイン事由決定時刻」とは、(a)日経平均株価については、当該参照指数が評価される、該当するロックイン事由決定日の該当する取引所における予定終了時刻をいう。当該取引所がその予定終了時刻よりも前に終了する場合、ロックイン事由決定時刻は、かかる実際の終了時刻とする。(b) S&P500については、(i)市場障害事由が発生したかどうかの決定については、(x)いずれかの構成株式銘柄につき、該当する取引所の予定終了時刻をいい、(y)参照指数のいずれかのオプション契約または先物契約につき、該当する関係取引所の取引の終了時刻をいい、かつ(ii)その他のあらゆる状況については、当該参照指数の公式な終値がスポンサーにより計算されかつ公表される当該時刻をいう。

「ロックイン判定水準」とは、各参照指数につき、当該当初参照指数の60.00%に相当する水準（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「市場障害事由」とは、(a)日経平均株価については、(i)取引障害（下記に定義される。）もしくは(ii)取引所障害で、いずれの場合も計算代理人が重大であると判断するものが評価時刻に終了する1時間の間に、発生もしくは存在していること、または(iii)早期終了が、発生もしくは存在していることをいう。いずれかの時点で参照指数に関する市場障害事由が生じているか否かを決定する目的上、市場障害事由が参照指数に含まれている構成株式銘柄に関して生じている場合、参照指数の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄に対して帰せられる参照指数の水準の割合と(y)包括的な参照指数の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場障害事由の発生直前の水準とする。

(b)S&P500については、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- 1 (i)(x)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大であると判断するいずれかの構成株式銘柄に関する取引障害が発生もしくは存在していること、(y)当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所に関して、評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断するいずれかの構成株式銘柄に関

する取引所障害が発生もしくは存在していること、もしくは(z)いずれかの構成株式銘柄に関する早期終了であって、(ii)当該すべての構成株式銘柄のうち、取引障害、取引所障害もしくは早期終了が発生もしくは存在しているものが、参照指数の水準の20%以上を構成していること。

2 参照指数に関する先物またはオプション契約につき、関係取引所に関して評価時刻に終了する1時間の間のいずれかの時点で、計算代理人が重大だと判断する(i)取引障害もしくは(ii)取引所障害が発生もしくは存在していること、または(iii)参照指数に関する先物またはオプション契約につき、早期終了が発生もしくは存在していること。

S&P500につき、いずれかの時点で参照指数に関する市場障害事由が生じているか否かを決定するために、市場障害事由がその時点で構成株式銘柄に関して生じている場合、参照指数の水準に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄が参照指数の水準に寄与している部分と(y)包括的な参照指数の水準との対比に基づくものとする。いずれも、スポンサーにより市場の始値の一部として公表される公式の始値の組入比率を用いる。

「観察期間」とは、各参照指数につき、当該参照指数の当初参照指数決定日(当日を含む。)の評価時刻から、当該参照指数の最終評価日(当日を含む。)の評価時刻までの期間をいう。

「参照ソース」とは、日経平均株価に関し、株式会社クイックが提供する情報端末に表示されるクイック101スクリーン(またはかかるスクリーンに代替する他のスクリーン)をいう。かかるスクリーンが利用不能である場合、計算代理人は、誠実に行為して代替ソースを決定する。

「関係取引所」とは、(a)日経平均株価については、大阪取引所またはその承継者もしくは参照指数に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。(b)S&P500については、シカゴ・マーカンタイル取引所またはその承継者もしくは参照指数に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける参照指数に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所および予定取引日につき、当該予定取引日における関連する取引所または関係取引所の週日の予定されている終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション時間外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、(a)日経平均株価については、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。(b)S&P500については、(i)スポンサーが参照指数の水準を公表する予定の日であり、かつ(ii)参照指数の関係取引所がその通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「予定評価日」とは、障害日を引き起こす事由が発生していなければ評価日であった日をいう。

「取引障害」とは、(a)日経平均株価については、(i)参照指数の水準の20%以上を構成する株式銘柄に関して、取引所において、または(ii)関係取引所における参照指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいう。(b)S&P500については、(i)いずれかの構成株式銘柄について当該構成株式銘柄に関する取引所において、または(ii)関係取引所における参照指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、当該取引所または関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、当該取引所または関係取引所その他により課せられた取引の停止または制限をいう。

「評価日」とは、(a)各連動利払期日または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日に関し、かかる連動利払期日またはその他の利息の支払期日に関する支払期日の15共通予定取引日前の日(以下「利率判定

評価日」という。)をいい、(b)各早期償還日に関し、当該早期償還日の15共通予定取引日前の日(以下「早期償還評価日」という。)をいい、(c)満期償還日については、満期償還日の15共通予定取引日前の日(以下「最終評価日」という。)をいう。評価日がいずれかの参照指数につき障害日である場合は、評価日は、その直後の、すべての参照指数につき障害日でない共通予定取引日とする。ただし、予定評価日後、繰延評価日以前に、すべての参照指数につき障害日でない共通予定取引日がない場合にはこの限りではない。かかる場合には、(i)かかる繰延評価日を、いずれかの参照指数につき障害日であるか否かに拘らず、すべての参照指数につき評価日とみなし、(ii)該当する障害日の発生により影響を受けた参照指数(以下「影響参照指数」という。)における各構成株式銘柄の当該繰延評価日の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格(障害日を生じさせる事由が当該繰延評価日に関連構成株式銘柄に関して生じている場合は、かかる繰延評価日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値)を用いて、最初の障害日の発生の直前に有効だった当該影響参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる繰延評価日の評価時刻現在の影響参照指数の水準を使用して、計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量で、影響参照指数の該当水準または価格を決定する。

「評価時刻」とは、(a)日経平均株価については、(i)早期終了、取引所障害または取引障害が、(x)取引所に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻はかかる実際に終了する時刻)をいい、(y)参照指数のいずれかのオプション契約または先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時刻をいい、(ii)その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。(b) S&P500については、(i)早期終了、取引所障害または取引障害が、(x)いずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻はかかる実際に終了する時刻)をいい、(y)参照指数のいずれかのオプション契約または先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時刻をいい、(ii)その他のあらゆる状況においては、スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

(2) 強制早期償還

計算代理人が、いずれかの早期償還評価日においてそれぞれの参照指数の参照指数終値が関連する早期償還判定水準(下記に定義される。)と等しいかそれを上回ると決定した場合、当該早期償還評価日直後の早期償還日において、本債券は、そのすべて(一部は不可。)が、額面金額100万円の各本債券につき額面金額で早期償還される。

本書中において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「早期償還日」とは、2018年4月30日(当日を含む。)から2022年10月30日(当日を含む。)までの各利払期日(利払期日が調整された場合は調整後の利払期日)をいう。

「早期償還判定水準」とは、各参照指数につき、下記の各早期償還日につき、下記の表に従って計算される水準に相当する水準(必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。

早期償還日	早期償還判定水準
2018年4月30日	当該当初参照指数 × 105.00%
2018年7月30日	当該当初参照指数 × 104.00%
2018年10月30日	当該当初参照指数 × 103.00%
2019年1月30日	当該当初参照指数 × 102.00%
2019年4月30日	当該当初参照指数 × 101.00%
2019年7月30日	当該当初参照指数 × 100.00%
2019年10月30日	当該当初参照指数 × 99.00%
2020年1月30日	当該当初参照指数 × 98.00%
2020年4月30日	当該当初参照指数 × 97.00%
2020年7月30日	当該当初参照指数 × 96.00%
2020年10月30日	当該当初参照指数 × 95.00%
2021年1月30日	当該当初参照指数 × 94.00%
2021年4月30日	当該当初参照指数 × 93.00%
2021年7月30日	当該当初参照指数 × 92.00%
2021年10月30日	当該当初参照指数 × 91.00%
2022年1月30日	当該当初参照指数 × 90.00%
2022年4月30日	当該当初参照指数 × 89.00%
2022年7月30日	当該当初参照指数 × 88.00%
2022年10月30日	当該当初参照指数 × 87.00%

■ 参照指数の廃止／計算方法の変更

(i) スポンサーが参照指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー（かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。）が参照指数を計算し、公表した場合、または(ii)参照指数が、参照指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる承継指数（以下「承継参照指数」という。）が参照指数とみなされる。

(i) 当初参照指数決定日、いずれかの評価日または観察期間中のいずれかの予定取引日以前にスポンサー（またはその承継人）が、参照指数を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法で参照指数を著しく変更する（以下「参照指数修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に参照指数を維持するために行う必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。）と公表した、もしくは、参照指数が永久的に廃止され、承継参照指数も存在しない（以下「参照指数の算定中止」という。）場合、または、(ii) 当初参照指数決定日、いずれかの評価日または観察期間中のいずれかの予定取引日において、スポンサーまたは承継スポンサーが参照指数を計算、公表しない（以下「参照指数の中断」といい、参照指数修正および参照指数の算定中止と併せて、以下それぞれを「参照指数調整事由」という。）場合、(x) 計算代理人は、かかる参照指数調整事由が本債券に重大な影響を及ぼすか否かを決定し、及ぼすと決定した場合には、計算代理人は、かかる参照指数の公表水準の代わりに、修正、算定中止または中断の直前に有効だったかかる参照指数を算出するための計算式および方法に従い、かかる参照指数調整事由の直前の参照指数を構成した株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する関連あるいずれかの時点の参照指数の水準を使い、参照指数の水準を計算し、または(y) 計算代理人が、上記記載の方法では商業的に合理的な結果を得ることができないと、その商業的に合理的な裁量で決定した場合、計算代理人は本債券が償還されるべきであると決定することができる。かかる場合には、発行者は下記「10 公告の方法」に従って、3 営業日以上 20 営業日以内に本債権者に通知を行い、本債券のすべて（一部は不可。）を、参照指数調整事由を考慮し、かつ関連するヘッ

ジの取組みを解約するために発行者および／または関連会社が負担する費用（本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれに限られない。）を差し引いて、計算代理人の単独の裁量により決定される各本債券の公正価格に等しい金額で償還する。当該支払は、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し通知された方法で行われる。

■ 参照指数の訂正

いずれかのスポンサーにより公表され、参照指数終値の計算またはロックイン事由もしくは上記「(2) 強制早期償還」に記載される早期償還の発生の決定のために用いられる参照指数の水準が、訂正またはその後訂正され、その訂正が、当初の公表日中に代替の参照指数の水準としてスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された参照指数の水準に代えて、訂正された参照指数の水準を用いる。

■ 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本書により詳細に記載される本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算、および一定の事由に関する決定についての（その単独の裁量での）判定のため、当該計算代理人として選任されている。計算代理人による決定のためになされ、表示され、下されまたは取得されたすべての証明、連絡、意見、判定、計算、表示および決定は、明白な誤りがない限り、発行者、債券代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、かつ（上記の誤りがない限り）計算代理契約に記載する条項に従った、計算代理人の権能、義務および裁量の計算代理人による行使に関し、計算代理人は、発行者および本債権者に対し責任を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。計算代理人は、合理的に可能な限り速やかに、本書に基づき行われるすべての計算および決定につき、債券代理人および発行者に通知する。債券代理人は、かかる通知を受け取った後合理的速やかに、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に通知する。

計算代理人の前記当事者への通知の懈怠は、当該決定の発生および効果の有効性に影響しない。

■ 免責

(i) 日経平均株価

本債券は、いかなる方法でも日経平均株価またはスポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではなく、スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、日経平均株価によって得られる結果および／またはある特定の日のある特定の時間もしくはその他における日経平均株価の数値について保証または表明を行わない。日経平均株価またはスポンサーは、過失もしくはその他を問わず、いかなる人に対しても、日経平均株価のいかなる誤りについても責任を負わず、発行者または本債権者に対し、日経平均株価についての誤りを通知する義務を負わない。スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、本債券に関連する買入れまたはリスク負担の適否について表明を行わず、本債券に関する取引につき何ら義務または責任を負わない。発行者、関連会社または計算代理人は、本債権者に対し、スポンサーによる日経平均株価の計算、調整もしくは維持に関する作為または不作為につき何ら責任を負わない。本債券の発行前に開示が行われた場合を除き、発行者または関連会社はいずれも、日経平均株価もしくはスポンサーに対して関係しまたは支配しておらず、日経平均株価の計算、構成または公表につき管理を行わない。計算代理人は、信頼できる公開情報源より日経平均株価に関する情報を入手するが、かかる情報を独自で立証することはない。したがって、発行者、関連会社または計算代理人は、日経平均株価に関する情報の正確性、完全性および適時性につき、明示的、黙示的を問わず、表明、保証または約束を行わず、責任を負わない。「日経平均株価」に関する著作権または「日経平均株価」の提示に関する知的財産権またはその他の権利は、スポンサーが有する。スポンサーは、「日経平均株価」の内容の変更およびかかる変更の公表の延期を行う権利を有する。

(ii) S&P500

Standard & Poor's®およびS&P®は、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーの登録商標であり、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーおよび/またはその関連会社に対して利用許諾が与えられている。S&P500 は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーおよび/またはその関連会社の商品であり、英国 SMBC 日興キャピタル・マーケット会社（以下「ライセンシー」という。）に対して利用許諾が与えられている。本債券は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーおよびそれらの関連会社のいずれか（以下、総称して「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス」という。）によって後援、推奨、販売または販売促進されるものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本債券の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本債券に関する投資の妥当性について、また S&P500 が市場全般のパフォーマンスに追従する能力について、何ら表明または、保証するものではない。S&P500 に関する S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンシーに対する唯一の関係は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの S&P500 ならびに特定の登録商標、サービスマークおよび/または商号についての利用許諾を与えることであり、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 に関する決定、作成および計算を、ライセンシーまたは本債券を考慮に入れずに行う。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 に関する決定、作成および計算において、ライセンシーまたは本債券の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の価格および券面総額の決定、本債券の発行もしくは販売に関する時期、または本債券を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、本債券の管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではない。S&P500 に基づく投資金融商品が、指数のパフォーマンスに正確に追従するまたは投資利益を生むという保証はない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは、投資顧問業者ではない。ある有価証券銘柄の S&P500 への組入れは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券銘柄の購入、売却または保有の推奨とはならず、また、投資助言とみなされるべきではない。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 もしくはそれに関するデータまたはこれらに関するすべての交信（口頭または書面による交信（電子交信を含む。）が含まれるが、これらに限定されない。）の妥当性、正確性、適時性および/または完全性を保証するものではない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500 に含まれるいかなる誤り、遺漏または遅延についても損害または責任を負わない。S&P500 の使用によりまたは S&P500 に関連するデータに関し、その特定の目的もしくは使用に係る商品性もしくは適切性について、またはライセンシー、本債券の所有者もしくはその他の者もしくは組織によって得られることとなる結果について、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも保証を行わず、あらゆる保証責任を明示的に否認する。以上のことにかかわらず、間接的、特定の、偶発的、罰則的あるいは結果的な損害（利益の損失、取引の損失、時間の損失、または営業権の損失を含むが、これらに限定されない。）について、仮にこれらの損失の可能性について事前に通知されていたとしても、契約、不法行為、厳格責任またはその他のあるなしを問わず、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことは一切ない。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのライセンサーを除き、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスとライセンシーとの間の契約または取決めに關し、第三者受益者はいない。

発行者、計算代理人もしくはいずれの支払代理人も S&P500 または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を受諾するものではない。

日経平均株価に関する情報

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在におけるスポンサーの方針を反映するものである。かかる方針はスポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所市場第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、スポンサーが本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を修正または変更しない保証はない。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく 1 株あたりの株価に基づいている。）、その計算方法は、(i)各構成銘柄の 1 株あたりの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、(ii)その積を合計し、(iii)その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定されたときは 225 であったが、2018 年 1 月 4 日現在 26.950 となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50 円をスポンサーの設定する構成銘柄の 1 株あたりのみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が 1 株あたりのみなし額面価格を一律 50 円とした場合の株価に相当するように設定されている。現在の各構成銘柄の 1 株あたりのみなし額面価格は、2001 年 10 月 1 日現在の日本株式額面価格の廃止直前の額面価格または 1 株あたりのみなし額面価格に基づき、下記記載のその後の調整に従っている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中 5 秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加または除外もしくは株式の銘柄の入れ替えまたは株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または場合により該当する構成銘柄の 1 株あたりのみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数または 1 株あたりのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に新たな加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄の構成は、スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年 1 回、10 月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所市場第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による上場廃止または整理銘柄への指定
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 債務超過などその他の理由による整理銘柄への指定または上場廃止
- (iv) 東京証券取引所市場第二部への指定替え

上場廃止の可能性が高いかまたは上場廃止申請の審査中であるとの理由による監理銘柄入り銘柄については、原則除外候補となるが、かかる銘柄の除外の実施は、発行会社の事業の継続可能性または上場廃止の見込みを考慮した後に決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、特定の基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225 銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225 銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

■ 日経平均株価の過去の推移

下記の表は、1979年から2017年までの各年の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。日経平均株価が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

日経平均株価の年末の終値

(単位：円)					
年	終値	年	終値	年	終値
1979	6,569.47	1992	16,924.95	2005	16,111.43
1980	7,116.38	1993	17,417.24	2006	17,225.83
1981	7,681.84	1994	19,723.06	2007	15,307.78
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18
1987	21,564.00	2000	13,785.69	2013	16,291.31
1988	30,159.00	2001	10,542.62	2014	17,450.77
1989	38,915.87	2002	8,578.95	2015	19,033.71
1990	23,848.71	2003	10,676.64	2016	19,114.37
1991	22,983.77	2004	11,488.76	2017	22,764.94

下記の表は、2012年1月から2017年12月までの各月の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経平均株価の月末の終値

(単位：円)						
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1月	8,802.51	11,138.66	14,914.53	17,674.39	17,518.30	19,041.34
2月	9,723.24	11,559.36	14,841.07	18,797.94	16,026.76	19,118.99
3月	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67	18,909.26
4月	9,520.89	13,860.86	14,304.11	19,520.01	16,666.05	19,196.74
5月	8,542.73	13,774.54	14,632.38	20,563.15	17,234.98	19,650.57
6月	9,006.78	13,677.32	15,162.10	20,235.73	15,575.92	20,033.43
7月	8,695.06	13,668.32	15,620.77	20,585.24	16,569.27	19,925.18
8月	8,839.91	13,388.86	15,424.59	18,890.48	16,887.40	19,646.24
9月	8,870.16	14,455.80	16,173.52	17,388.15	16,449.84	20,356.28
10月	8,928.29	14,327.94	16,413.76	19,083.10	17,425.02	22,011.61
11月	9,446.01	15,661.87	17,459.85	19,747.47	18,308.48	22,724.96
12月	10,395.18	16,291.31	17,450.77	19,033.71	19,114.37	22,764.94



2018年1月5日現在、日経平均株価の終値は、23,714.53円であった。

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

■ 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

S&P500に関する情報

■ 概 略

S&P500は、定期的に会合を行うS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー（以下「S&P DJI」という。）指数委員会（S&P DJIの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P500は、米国株式市場およびかかる市場を通じて米国経済を反映するように設計されている。S&P500は米国株式市場の中でも大型株に焦点を合わせているが、その時価総額は米国株式市場のかなりの部分を占めているため、かかる市場の全体の動きを表す指標である。S&P500に含まれている企業は主要セクターの大手企業とみなされている。

■ 算出法

S&P DJI 指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。このガイドラインの完全な詳細（指数の追加および除外に関する基準、方針文書および研究論文を含む。）はインターネット上のウェブサイト（us.spindices.com/indices/equity/sp-500）に掲載されている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500 と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

■ 指数への銘柄追加に関する基準

・米国企業

決定要因には、企業の資産および収入の拠点、企業構造、米国証券取引委員会（SEC）の提出書類の種別ならびに取引所上場が含まれる。

・時価総額

61 億米ドル以上の時価総額を有する企業であること。かかる最低額は、市場状況に沿うよう随時見直しが行われる。

・公開株

少なくとも 50% が公開株であることを要する。

・財政的実行可能性

企業は、「公表利益」が一般会計原則に基づく純利益（非継続事業および特別損益項目を除く。）として定義される場合には、公表利益が直近連続 4 四半期の合計および直近四半期においてプラスでなければならない。

・十分な流動性および合理的な価格

浮動株修正後の企業の時価総額に対して取引された年間の米ドル価値の比率は、1.0 以上とする。株価が非常に低い場合は、株式の流動性に影響を及ぼす可能性がある。

・セクターの代表性

企業の産業分類は、定義された時価総額の範囲内において、世界の適格企業のセクター構成に沿ったセクターバランスの維持に寄与している。

・企業タイプ

すべての米国普通株式は、ニューヨーク証券取引所（NYSE アーカ取引所および NYSE MKT を含む。）ならびにナスダック証券取引所に上場されている。リートは、これに含まれる対象となっている。クローズド・エンド型ファンド、ETF、ADR、ビジネス・デベロップメント・カンパニー（BDC）および特定のその他のタイプの証券は、これに含まれる対象となっていない。詳細については、上記「算出法」を参照のこと。継続的に指数の構成銘柄である企業は、必ずしもこれらのガイドラインに従っていない。S&P DJI 指数委員会は、指数の構成銘柄の不必要な入替を最小限にするように努め、構成銘柄の削除は、臨機応変に決定される。

■ 構成銘柄の削除基準

指数の基準を 1 つ以上、大幅に違反した企業。

指数の基準を満たさなくなるような合併、買収または重要な再編に関わった企業。

出所：S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページより

本書において、「S&P500」には、S&P500 またはそれを承継する指数を含む。なお、本書中の S&P500 に関する情報は、随時変更または更新されることがある。最新の情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのホームページを参照のこと。

■ S&P500 の過去の推移

下記の表は、1979年から2017年までの各年の最終取引日におけるS&P500の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。S&P500が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

S&P500 の年末の終値

(単位：ポイント)

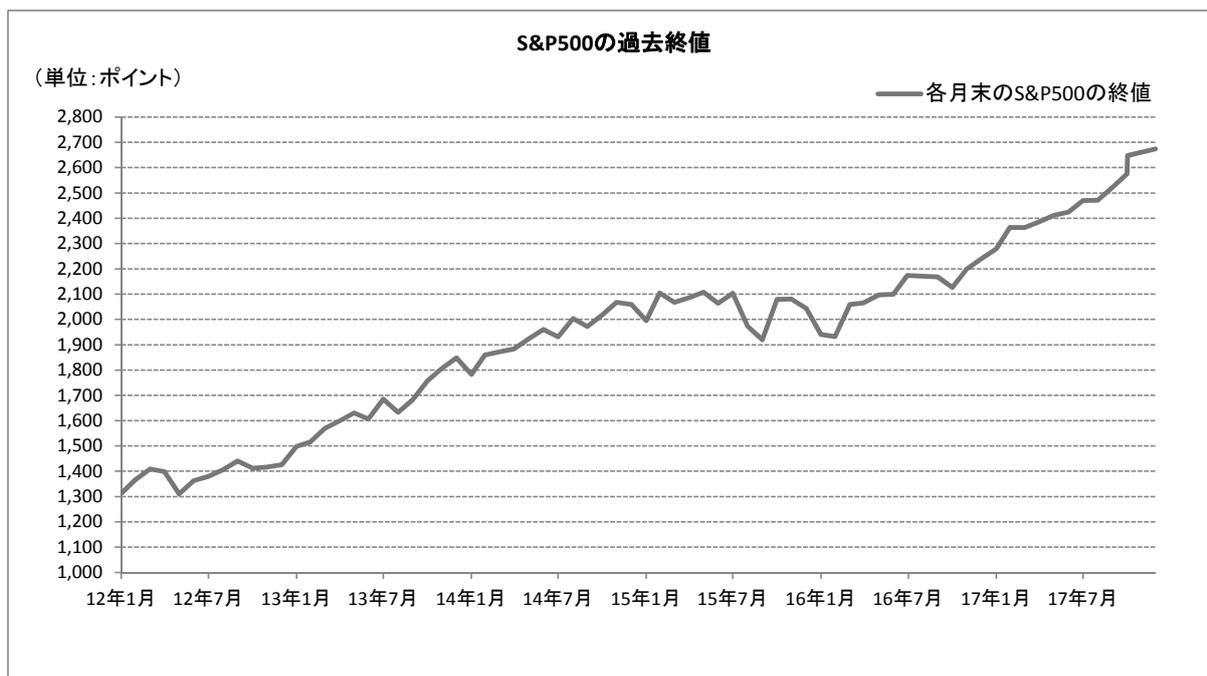
年	終値	年	終値	年	終値
1979	107.94	1992	435.71	2005	1,248.29
1980	135.76	1993	466.45	2006	1,418.30
1981	122.55	1994	459.27	2007	1,468.36
1982	140.64	1995	615.93	2008	903.25
1983	164.93	1996	740.74	2009	1,115.10
1984	167.24	1997	970.43	2010	1,257.64
1985	211.28	1998	1,229.23	2011	1,257.60
1986	242.17	1999	1,469.25	2012	1,426.19
1987	247.08	2000	1,320.28	2013	1,848.36
1988	277.72	2001	1,148.08	2014	2,058.90
1989	353.40	2002	879.82	2015	2,043.94
1990	330.22	2003	1,111.92	2016	2,238.83
1991	417.09	2004	1,211.92	2017	2,673.61

下記の表は、2012年1月から2017年12月までの各月の最終取引日におけるS&P500の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下でS&P500がどのように推移するかを参考のために記載するものであり、このS&P500の過去の推移はS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間においてS&P500が下記のように変動したことによって、S&P500および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

S&P500 の月末の終値

(単位：ポイント)

	<u>2012年</u>	<u>2013年</u>	<u>2014年</u>	<u>2015年</u>	<u>2016年</u>	<u>2017年</u>
1月	1,312.41	1,498.11	1,782.59	1,994.99	1,940.24	2,278.87
2月	1,365.68	1,514.68	1,859.45	2,104.50	1,932.23	2,363.64
3月	1,408.47	1,569.19	1,872.34	2,067.89	2,059.74	2,362.72
4月	1,397.91	1,597.57	1,883.95	2,085.51	2,065.30	2,384.20
5月	1,310.33	1,630.74	1,923.57	2,107.39	2,096.96	2,411.80
6月	1,362.16	1,606.28	1,960.23	2,063.11	2,098.86	2,423.41
7月	1,379.32	1,685.73	1,930.67	2,103.84	2,173.60	2,470.30
8月	1,406.58	1,632.97	2,003.37	1,972.18	2,170.95	2,471.65
9月	1,440.67	1,681.55	1,972.29	1,920.03	2,168.27	2,519.36
10月	1,412.16	1,756.54	2,018.05	2,079.36	2,126.15	2,575.26
11月	1,416.18	1,805.81	2,067.56	2,080.41	2,198.81	2,647.58
12月	1,426.19	1,848.36	2,058.90	2,043.94	2,238.83	2,673.61



2018年1月4日現在、S&P500の終値は、2,723.99ポイントであった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

(3) 税制上の理由による早期償還

(イ)ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構またはノルウェー王国のもしくはノルウェー王国内の課税当局の法律もしくは規則の変更、または当該法律もしくは規則の解釈もしくは適用の変更（ただし、かかる変更は本債券の発行日以後に発表され発効するものに限る。）の結果、発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に記載される追加額の支払義務を負うこととなり、(ロ)発行者がなし得る合理的な手段によってもかかる義務が避けられず、かつ(ハ)当該事情が、発行者の2名の取締役により署名された上記事情の発生およびその前提条件となる事実を記載した証明書および当該事情の発生の旨について高名な独立法律顧問による意見書を、発行者が債券代理人に対し交付することによって証明された場合、発行者は自己の選択により、「10 公告の方法」に従って本債権者に対し30日以上60日以内の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（かかる通知は取消不能である。）を行うことにより、本債券の全部（一部は不可）をその経過利息（もしあれば）とともに早期償還額（下記に定義される。）で償還することができる。ただし、本債券についての支払期日が到来していたとするならば発行者がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日（変動利率で利息が付される場合は、当該利息期間内の日数に、60日を加えた合計日数と同数の日数）前の日より前に、かかる償還の通知を行うことはできない。

本書において、「早期償還額」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全なる裁量で決定された円貨額（ただし、裏付となる、および／または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め（株式オプションまたは通貨オプションで本債券に基づく発行者の義務をヘッジするものを含むがこれらに限られない。）の清算のための合理的な発行者の経費および費用を完全に考慮して調整した金額）を意味する。

(4) 買入消却

発行者はいつでも公開市場またはその他の方法でいかなる価格でも本債券を買い入れることができる。ただし、本債券に添付される期限未到来の利札全部が本債券とともに買入れられる場合に限る。

償還されまたは買入れられた期限未到来のかかる本債券および利札は消却、再発行または再販売できる。

4【元金支払場所】

(1) 支払代理人およびその指定事務所

ドイツ銀行ロンドン支店(Deutsche Bank AG, London Branch)

英国 ロンドン EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート1

ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England)

一定の条件の下に、発行者は、発行者、債券代理人およびその他の者の中で締結された改訂発行兼支払代理人契約（修正分を含む。）（以下「改訂発行兼支払代理人契約」という。）の条項に従って支払代理人の任命を取消し、他の者を任命し、または追加の代理人を任命することができる。

(2) 本債券に関し支払われるべき金額の支払（元金、利息その他を問わない。）は、日本円により、小切手、または支払を受ける者の選択によりかかる者が指定した円建の口座への振替えにより行われる。支払は、下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」の条項を害することなく、(i)適用ある財政その他に関する法令・規則、かつ(ii)合衆国内国歳入法第 1471(b)条に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または同法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる規定に基づく規則もしくは契約、かかる規定の公的解釈もしくはかかる規定に関する政府間取組を実施する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除に服する。かかる支払に関し、本債権者または利札の所持人に対し、いかなる手数料または費用も課されない。

(3) 本債券に関し支払われるべき金額（利息を除く。）の支払は、支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および提出と引換に行われる。

本債券の利息に関する金額の支払は、合衆国外の支払代理人の指定事務所において、関連する利札の提出、または利息の支払のために予定された日以外の日に支払われる利息の場合には関連する本債券の呈示と引換に行われる。

本債券について支払われるべき金額の支払期日が関連金融センター日（下記に定義される。）および現地銀行営業日（下記に定義される。）でない場合、本債権者は、次の関連金融センター日および現地銀行営業日である日まで支払を受けることができず、当該日およびそれ以降の現地銀行営業日に小切手による支払を受けることができ、また、現地銀行営業日、関連金融センター日および関連指定口座のある場所において商業銀行および外国為替市場が日本円による支払の決済を行う日に指定口座に送金することによって支払を受けることができる。ただし、その後本債券の要項に従った支払を怠らない限り、かかる遅延または調整による利息その他の追加の支払は行われない。

「関連金融センター日」とは、ロンドン、ニューヨーク市および東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本債券または場合により利札の呈示場所において営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

当初利札付で交付された本債券は、償還の際にこれに関する期限未到来の利札とともに呈示され、かつ償還金額の一部支払の場合を除き提出されることを要し、期限未到来の利札が欠缺している場合は、(i)固定利息の利札については、期限未到来の欠缺利札の金額（または、全額の支払でない場合は、現に支払われる償還金額の支払われるべき償還金額の総額に対する割合に等しい金額となる。）は、かかる償還の際に支払われるべき金額から控除される。かかる控除された金額は、かかる償還金額の支払に適用される関連日（下記「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に定義される。）から 10 年以内にいつでも支払代理人の指定事務所において関連する利札の提出と引換に支払われる。また、(ii)変動利息の利札については、

当該本債券に関連ある期限未到来の利札（本債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

5【担保又は保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保（ただし、下記の条項に従う。）の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者の現在および将来のその他のすべての非劣後かつ無担保債務と同順位である（ただし、法律上、強制的に例外条項が適用される場合を除く。）。

発行者は、本債券のいずれかが未償還（改訂発行兼支払代理人契約中に定義される。）である限り、関連債務または関連債務の保証を担保するため、発行者の現在または将来の事業、資産または収入の全部または一部に、担保権を設定せずまたは存続することを許容しないものとする。ただし、（イ）本債券のために同時にまたはそれ以前に同等の順位かつ比率の担保を付与し、または（ロ）本債権者の特別決議（下記「7 債権者集会に関する事項」を参照のこと。）により承認される本債券に対するその他の担保を付与する場合はこの限りでない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「保証」とは、ある「者」の債務のために、他の「者」が負う支払債務をいう。

「債務」とは、ある「者」の借入または調達金銭債務をいう。

「者」とは、それが独立して法主体たりうるか否かにかかわらず、個人、会社、法人、パートナーシップ、合弁会社、協会、組織、政府、政府機関またはその他団体をいう。

「関連債務」とは、取引所またはその他の証券市場（店頭市場を含むがこれに限られない。）に上場し、値付け、取引され、またはこれらが可能な社債、ノート、デベンチャー、デベンチャーストック、ローンストック、債券、その他の証書の形態による、またはそれらにより表章される債務をいう。

「担保権」とは、抵当権、負担、質権、先取特権またはその他の担保権をいい、これらには適用法令のもと認められる類似のものも含まれる。

6【債券代理人の職務】

債券代理人は、発行者のために、上記「4 元利金支払場所」に記載された本債券の元利金の支払事務、下記「11 その他（2）その他」に記載された本債券の交換事務、上記「3 償還の方法（4）買入消却」に記載された本債券の消却ならびに改訂発行兼支払代理人契約に定めるその他一定の事項を取り扱う。債券代理人は、発行者の代理人としてのみ行為し、本債権者または利札の所持人に対する義務または代理もしくは信託の関係を引受けるものではない。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は改訂発行兼支払代理人契約に規定されている。

発行者は、特別決議（下記に定義される。）による本債券に適用される本債券の要項および副捺印証書の修正を含む（これらに限られない。）本債権者の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を随時招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、発行者は債権者集会を招集しなければならない。特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更できる本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の支払額、支払通貨、支払期日に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の4分の1以上を代表または保有する2名以上とする。債権者集会において可決された特別決議は、出欠の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

「特別決議」とは、改訂発行兼支払代理人契約に従い適法に招集され開催された債権者集会（当初開催された集会であるか続行された延会であるかを問わない。）において、4分の3以上の賛成票により可決される決議をいう。

8【課税上の取扱い】

(1) ノルウェー王国の租税

発行者による本債券に関する元金および利息その他一切の支払は、ノルウェー王国、ノルウェー王国の下位行政機構によりもしくはそのために、または王国内の課税当局もしくは王国の課税当局によりもしくはそのために、現在課されまたは将来課されることのある公租公課（その性質の如何を問わない。）を課されず、これらを源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる公租公課を源泉徴収または控除することが要求される場合は、この限りでない。この場合、発行者はかかる控除または源泉徴収がなければ本債権者が受領したであろう金額に等しい金額をその者が受領することとなるように追加額を支払うものとする。ただし、以下の場合には、本債券または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

(イ) (a)当該本債券もしくは利札の保有または(b)当該本債券もしくは利札に関し、本債券の元金、利息もしくはその他の支払金の受領以外の事由により王国と関係を有するために本債券または利札に関し当該公租公課の支払義務を負う者またはその代理人への支払の場合。

(ロ) 関連日後 30 日を経過した後に本債券または利札が支払のために呈示される場合。ただし当該本債権者または利札の関連所持人がかかる 30 日の期間の満了日またはそれ以前に呈示し支払を受けることができる当該追加額についてはこの限りでない。

(ハ) 王国内において本債券または利札の支払呈示がなされた場合。

本書において「関連日」とは、支払期日が最初に到来する日、または支払われるべき金員全額にかかる期日以前（当日を含む。）に債券代理人が受領していない場合には、かかる金員が受領され、本債権者または利札の所持人に対する支払が可能である旨の通知が下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対し適正に行われた最初の日を意味する。

「第2 売出債券に関する基本事項」において本債券に関する元金および／または利息とは、本書「8 課税上の取扱い (1) ノルウェー王国の租税」に基づき支払われることのある追加額を含む。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

- (ii) 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、所得税、復興特別所得税および地方税の合計である源泉所得税が課される。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本国の税法上、所得税および復興特別所得税の合計である源泉所得税が課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益または償還差益は、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者である個人は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡損益、償還差損益、利子および配当と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

本債券およびこれに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、英国法に準拠する。発行者は、本債権者のために、英国の裁判所が本債券に起因もしくは関連して生じる訴訟、訴え、手続（以下「訴訟手続」と総称する。）を審理し決定するための、または本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための管轄権を有することに取消不能の形で合意し、そのために、かかる裁判所の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、訴訟手続の審理および決定ならびに紛争の解決のための法廷として英国の裁判所が指定されたことに対して現在または将来有する異議権を取消不能の形で放棄し、かかる裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。発行者は、英国における訴訟手続を開始させる召喚状が現在はロンドン SW1X 8QD ベルグレーブ・スクエア-25 (25 Belgrave Square, London SW1X 8QD)に所在するノルウェー王国大使館または、これと異なる場合は、その時点における登録された事務所、または2006年会社法に従い召喚状の送達を受けられる英国における発行者の住所に交付されることによって発行者に送達されうることにより合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任し、かかる者の氏名および住所を債券代理人に通知する。かかる選任が15日以内に行われなるときは、本債権者は発行者宛の書面を発行者または債券代理人の指定事務所宛に送付することによりかかる者を選任できる。本項は法律が許容するその他の方法で本債権者が召喚状を送達する権利に何ら影響を与えるものではない。英国の裁判所の管轄権に服することは、本債権者が、発行者に対して管轄権のあるその他の裁判所で訴訟手続を行う権利を制限するものではなく（また

そう解釈されるものでもない。) 、また適用ある法律の許容する限り、一つ以上の管轄地で訴訟手続を行うときにその他の管轄地において訴訟手続を行うこと(同時か否かを問わない。)を排除するものでもない。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンで一般に流通している主要な日刊新聞 1 紙(ファイナンシャル・タイムズを予定)に公告されたとき、有効となるものとみなされる。かかる公告が実務上不可能な場合は、ヨーロッパにおいて一般に頒布されている英字の主要な日刊新聞紙において公告されたときに有効となるものとみなされる。上記に従って行われたかかる通知は、最初の公告日(または複数の新聞紙に公告が要求される場合は、すべての要求された新聞紙上において公告が最初に掲載された日)に有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、すべての目的において、本「10 公告の方法」に従い本債権者に対し行われた通知の内容と同様の通知を受けたものとみなされる。

本債券が恒久大券(以下「恒久大券」という。)によって表章され、当該恒久大券が下記「11 その他 (2) その他」に記載されるユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(以下「ユーロクリア」という。)、クリアストリーム・バンキング・エス・エイ(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)またはその他の決済機関のために保有されている限り、前段落にかかわらず、本債権者に対する通知は、資格を有する口座保有者への連絡のため当該決済機関に関連通知を交付することにより行うことができる。決済機関に交付された通知は、かかる通知がユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグへ交付された日の翌日に本債権者に通知されたものとみなす。

11【その他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者は発行者に対する書面による通知をもって債券代理人の指定事務所で当該本債券および経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知より前に当該債務不履行事由が治癒されていない限り、直ちに期限が到来し、額面金額で経過利息とともに(もしあれば)、いかなる提示、要請、異議またはその他通知(これらについては、かかる債券に規定されるいかなる矛盾する規定にかかわらず、発行者が明確に放棄する。)を要求されることなく償還される。

(イ) 発行者が、本債券の元本または利息に関する支払期日から 10 日を超えてかかる支払を怠った場合

(ロ) 発行者が本債券または改訂発行兼支払代理人契約に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ本債権者が債券代理人の指定事務所で、発行者に対し、当該懈怠の治癒を要求する書面を引渡した後 60 日間当該懈怠が継続した場合(ただし、懈怠の治癒が不可能な場合を除く。かかる場合には、懈怠の継続または通知の要件は必要とされない。)

(ハ) 発行者の債務につき、債務不履行事由(それ以外の用語が用いられている場合も同様とする。)を理由として、定められた満期前に期限が到来した場合、発行者が適用ある猶予期間の最終日にその債務の支払を怠った場合、発行者がその債務(借入金債務に限る。)のために提供した担保が執行可能となった場合、または発行者が他の者の債務のために提供した保証および/または補償の期限における履行を怠った場合で、いずれの場合についてもその総額が 20 百万ユーロ(または他の通貨による同等額)以上である場合

(ニ) 担保権者が発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を保持し、またはこれらのため管財人もしくは管理人等が選任された場合

(ホ) (a) 発行者の破産または支払停止、(b) 発行者または発行者の事業、資産および収入の全部もしくは実質的な部分を管理する管財人または清算人が選任された場合、(c) 発行者のその他の債務の再調整もしくは支払延期、または債権者のための譲渡もしくは調整が行われた場合、(d) 発行者が全部または

実質的な部分の事業の遂行を止めた場合（ただし、支払不能でない場合の合併、組織変更、再編によるものを除く。）

- (ヘ) 発行者の清算、解散の命令または決議がなされた場合
- (ト) 以下の目的のために必要な行為、条件、手続を発行者が取らずまたは履行しない場合
 - (a) 発行者による本債券上もしくはこれに係る権利の適法な行使、または義務の履行、遵守目的のため
 - (b) かかる義務を適法かつ有効で、拘束力がありかつ執行可能なものとする目的のため
 - (c) ノルウェー王国の裁判所で本債券および利札の証拠価値が認められる目的のため
- (チ) 発行者の本債券上またはこれに係る義務の履行、遵守が違法であり、または将来違法となる場合。

(2) その他

- (イ) 本債券は、当初、仮大券（以下「仮大券」という。）により表章され、仮大券はユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグの共通保管人に預託される。仮大券の持分は、発行日後特定の日数を経過した日以降に実質的所有者の非米国人証明書の提出に基づき、恒久大券の持分と交換可能となる。仮大券の持分が恒久大券の持分と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から7日以内に、部分交換の場合には当該交換を反映させる適切な入力ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグによってなされた旨の共通サービス・プロバイダーからの確認と引換に、または最終の交換の場合には、債券代理人の指定事務所における仮大券の提出もしくは共通保管人による仮大券の破棄と引換に、ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグおよび／またはその他の関連する決済機関が発行しかつ債券代理人が受領した証明書に記載された元金額に等しい元金額について、(i)最初の交換に際しては、適正に認証されかつ有効化された恒久大券が仮大券の所持人に対して（所持人の費用負担なくして）速やかに交付されるようにし、または(ii)その後の交換においては、かかる恒久大券の元金額がその条項に従い増加されるようにする。(a)ユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグが連続して（法定の休日を除き）14日間営業を停止し、もしくは営業を廃止する旨発表した場合、または(b)「11 その他 (1) 債務不履行事由」に記載の事由が発生した場合、恒久大券上の持分は全額（一部は不可）につき恒久大券の所持人の請求により確定債券と交換可能となる。恒久大券が確定債券と交換される場合には、発行者は、所持人による当該交換の請求から30日以内に、債券代理人の指定事務所における恒久大券の提出と引換に、当該恒久大券の元金額に等しい元金額の、適正に認証され利札の付された確定債券が恒久大券の所持人に対して速やかに交付されるようにする。

大券（この表現には仮大券および恒久大券が含まれる。）によって表章される本債券の所持人としてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に表示される各人は、当該大券の所持人に対して発行者が行った各支払に対する当該各人の持分、および大券に基づき発生するその他すべての権利について、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの各規則および手続に従い、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのみに要求するものとする。本債券が当該大券により表章される限り、当該各人は本債券に基づき発生する支払金額に関し発行者に直接請求することはできず、かかる発行者の支払義務は、かかる各支払金額に関し、当該大券の所持人に対し支払を行うことにより免責される。大券の本債券に関する規定の「所持人」または「口座保有者」とは本債券の所持人として、関連する決済機関の記録に表示される各人をいう。

- (ロ) 本債券または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、債券代理人の所定の事務所において、適用法令に従い、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、発行者および債券代理人が要求する証拠、補償、担保等の提出を条件として、これを交換することができる。毀損または汚損した本債券または利札は代り券の発行に先立ち提出されなければならない。

- (ハ) 発行者に対する本債券に係る元利金の支払の請求は、それぞれの関連日から元本については 10 年、利息については 5 年以内になされない場合は、失効する。

第 3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当なし。

第 4 【法律意見】

発行者の法律顧問である Advokatfirmaet Selmer DA により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

1. 本債券の売出しは発行者により適法に授権され、ノルウェー王国法上適法である。
2. 有価証券届出書とその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は発行者により適法に授権されており、ノルウェー王国法上適法であり、本債券の発行および売出しならびに有価証券届出書とその訂正届出書の提出のため発行者に要求される政府機関のすべての同意、許可および承認は取得されている。
3. 有価証券届出書とその訂正届出書（参照書類を含む。）中のノルウェー王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
平成29年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
平成29年9月29日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、2018年4月30日以降の連動利息期間に適用される利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価およびS&P500の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	
	最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月	2017年 12月
	最高	20,195.48	20,080.04	20,397.58	22,011.67	22,937.60	22,939.18
	最低	19,925.18	19,353.77	19,274.82	20,400.78	22,028.32	22,177.04

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

S&P500の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	1,848.36	2,090.57	2,130.82	2,271.72	2,690.16	
	最低	1,457.15	1,741.89	1,867.61	1,829.08	2,257.83	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2017年 7月	2017年 8月	2017年 9月	2017年 10月	2017年 11月	2017年 12月
	最高	2,477.83	2,480.91	2,519.36	2,581.07	2,647.58	2,690.16
	最低	2,409.75	2,425.55	2,457.85	2,529.12	2,564.62	2,629.27

出典：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびS&P500の終値の過去の推移は日経平均株価およびS&P500の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価およびS&P500が上記のように変動したことによって、日経平均株価およびS&P500ならびに本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

発行者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面



Series 5414/CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 9th January, 2018

To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Kommunalbanken AS

Signature of
Representative:



Thomas Møller
Head of Funding & IR

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

[Reference]

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 31st January, 2017 (Settlement Date) KOMMUNALBANKEN AS JPY Fixed Rate to Nikkei 225 & S&P 500 Index Basket Linked Interest Knock-out Index Basket Linked Automatic Early Redemption Instruments due 28 January 2022	30,000 million yen

(訳文)

参照書類引用資格証明書

関東財務局長 殿

平成30年1月9日 提出

発行者の名称： ノルウェー地方金融公社
(Kommunalbanken AS)

代表者の署名： (署 名)
トマス・モラー / 資金兼 IR 部 部長
(Thomas Møller / Head of Funding & IR)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

[参考]

債券の名称	券面総額
2017年1月31日(受渡日)の売出し ノルウェー地方金融公社 2022年1月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券	300億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2017年10月31日、ノルウェー地方金融公社の2017年第3四半期中間財務報告書が公表された。当該中間財務報告書に含まれている財務に関する数値は以下のとおりである。なお、本書中の数字は四捨五入されているものがあり、この場合は、それらの数字を合計した場合の数値と合計の数値は必ずしも一致しない。

要約中間財務情報

損益計算書 (未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年 7月～9月期	2017年 1月～9月期	2016年 7月～9月期	2016年 1月～9月期	2016年12月31日 に終了した1年
利息収益	1,400	4,420	1,404	4,117	5,617
利息費用	888	2,809	832	2,575	3,530
純利息収益	513	1,611	572	1,542	2,087
サービス料および手数料	8	24	10	22	32
金融商品に係る未実現純利益／(損失)	(94)	(490)	(256)	(1,070)	(974)
純トレーディング収益	(2)	8	6	13	15
その他営業収益合計	(105)	(507)	(260)	(1,078)	(991)
給与および一般管理費	33	102	34	92	125
固定資産の減価償却	5	16	5	14	20
その他の費用	6	25	9	21	32
営業費用合計	45	143	48	127	177
税引前利益	363	962	263	337	919
利益に係る税金	91	241	66	84	230
当期利益	272	721	198	253	689
株主割当額	260	698	193	238	670
その他Tier1資本所有者割当額	12	22	5	15	19

包括利益計算書
(未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年 7月～9月期	2017年 1月～9月期	2016年 7月～9月期	2016年 1月～9月期	2016年12月31日 に終了した1年
当期利益	272	721	198	253	689
その他の包括利益					
<i>損益計算書に再分類されることのない項目</i>					
確定給付制度に係る保険数理による利益／(損失)	0	0	0	0	(1)
このうち税金	0	0	0	0	0
その他の包括利益合計	0	0	0	0	(1)
当期包括利益合計	272	721	198	253	688

貸借対照表
(未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年9月30日現在	2016年9月30日現在	2016年12月31日現在
資産			
金融機関向債権	19,383	22,332	16,182
分割返済付貸付金	275,843	263,103	267,521
ノート、債券およびその他利付証券	108,198	122,059	118,550
金融デリバティブ	10,900	13,801	15,921
繰延税金資産	0	201	0
その他の資産	681	156	153
資産合計	415,005	421,652	418,327
負債および資本			
金融機関からの負債	2,393	3,869	7,584
債券発行	376,878	369,895	369,933
金融デリバティブ	19,687	33,657	26,275
その他の負債	37	33	45
当期税金負債	0	79	0
繰延税金負債	12	0	12
年金債務	52	49	52
劣後債務	1,981	2,048	1,974
負債合計	401,041	409,630	405,875
株式資本	3,145	3,145	3,145
その他Tier1資本	2,189	994	994
剰余金	7,909	7,630	8,314
当期包括利益合計	721	253	
資本合計	13,964	12,022	12,452
負債および資本合計	415,005	421,652	418,327

資本変動表
(未監査)

(単位：百万クローネ)				
2017年1月1日～9月30日				
	株式資本	その他Tier1資本	剰余金	資本合計
資本(2017年1月1日現在)	3,145	994	8,314	12,452
当期利益	0	0	721	721
その他の包括利益合計	0	0	0	0
Tier1資本への支払利息	0	0	(14)	(14)
その他Tier1資本の発行額	0	1,195	0	1,195
配当金(2016年)	0	0	(390)	(390)
資本(2017年9月30日現在)	3,145	2,189	8,630	13,964

2016年1月1日～9月30日				
	株式資本	その他Tier1資本	剰余金	資本合計
資本(2016年1月1日現在)	3,145	994	8,063	12,202
当期利益	0	0	253	253
その他の包括利益合計	0	0	0	0
Tier1資本への支払利息	0	0	(15)	(15)
配当金(2015年)	0	0	(417)	(417)
資本(2016年9月30日現在)	3,145	994	7,883	12,022

2016年1月1日～12月31日				
	株式資本	その他Tier1資本	剰余金	資本合計
資本(2016年1月1日現在)	3,145	994	8,063	12,202
当期利益	0	0	689	689
その他の包括利益合計	0	0	(1)	(1)
Tier1資本への支払利息	0	0	(20)	(20)
配当金(2015年)	0	0	(417)	(417)
資本(2016年12月31日現在)	3,145	994	8,314	12,452

キャッシュ・フロー表
(未監査)

(単位：百万クローネ)	2017年 1月～9月期	2016年 1月～9月期	2016年12月31日 に終了した1年
営業活動によるキャッシュ・フロー			
受取利息	4,401	3,751	5,433
支払利息	(2,557)	(3,815)	(3,752)
サービス料および手数料支払額	(24)	(22)	(32)
発行債券買戻しによる収入	8	13	15
従業員およびサプライヤーに対する現金支払額	(127)	(113)	(157)
利益に係る税金支払額	(726)	(829)	(838)
顧客向貸付金の支払(純額)	(7,506)	(6,829)	(12,137)
金融機関向債権(増加)／減少額(純額)	(8,011)	(7,136)	3,212
ノート、債券およびその他利付証券(増加)／減少額(純額)	10,260	19,924	25,204
その他資産(増加)／減少額(純額)	(530)	(17)	(12)
その他の負債増加／(減少)額(純額)	481	(4)	11
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	(4,330)	4,925	16,947
投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の(購入)／売却(純額)	(13)	(13)	(20)
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	(13)	(13)	(20)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
債券発行による収入	111,191	64,104	82,752
債券の返済	(89,983)	(63,807)	(96,675)
その他Tier1資本発行による収入	1,195	0	0
Tier1資本への支払利息	(19)	(20)	(26)
劣後債発行による収入	0	1,991	1,991
劣後債の返済	0	(1,758)	(1,758)
配当金支払額	(390)	(417)	(417)
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	21,994	93	(14,134)
キャッシュ・フロー(純額)	17,651	5,005	2,793
外国為替差額による影響	(17,769)	(5,336)	(2,751)
外国為替差額控除後のキャッシュ・フロー(純額)	(118)	(331)	42
1月1日現在の現金および現金同等物	76	34	34
現金および現金同等物の変動額(純額)	(118)	(331)	42
期末現在の現金および現金同等物	(42)	(297)	76
このうち			
合意された満期のない金融機関向債権	0	0	76
合意された満期のない金融機関からの負債	(42)	(297)	0

発行者の概況の要約

(1) 設立

沿革

ノルウェー地方金融公社はその定款に基づきノルウェー政府 100%出資のノルウェー地方自治体銀行(Norges Kommunalbank) (以下「NKB」という。)の後継法人である。NKB は、ノルウェーの制定法(国会決議)に基づき、1926年2月12日に、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供する目的で設立された。「ノルウェー地方自治体銀行の有限責任法人への組織変更に関する法律」(1999年7月16日第68号)に従い、NKB は、1999年11月1日付で有限責任法人に組織変更された。この組織変更は当該法律に規定されている特別な権限の下実施され、公社が1999年11月1日付でNKBの資産、権利および義務を承継した。

有限責任法人としての公社はノルウェー財務省から金融業務を遂行するために必要な免許を得ている。かかる免許は2016年金融企業法(以下「金融企業法」という。)に基づいて与えられたものであるため、公社はノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融機関として金融監督庁(Finanstilsynet)によって監督されている。

株主および政府との関係

公社は、NKBと同様、ノルウェーの地方自治体に対し低コストの資金を提供することを業務の目的としている。ノルウェー政府は、1999年11月の組織変更当初、公社をノルウェー政府100%出資(660百万クローネ)の法人としたが、地方自治体年金基金(Kommunal Landspensjonskasse) (以下「KLP」という。)が、2000年2月29日に、公社株式の20%を政府から時価で譲受けた。その後、2009年5月7日付(2009年6月24日付で国会の承認がなされている。)で、ノルウェー政府はKLPの保有する20%の株式を取得し、公社はノルウェー政府に完全所有されることになった。

公社の株主はノルウェー政府および地方自治体部門のみに限定されており、また、公社の信用力を低下させない場合に限り公社の株式の譲渡ができるものとされている。ノルウェー政府は、公社株式の保有に関し、金融企業法上の持分上制限の規制を免除されている。

2016年12月31日現在、公社の株式資本は以下のとおりである。

株主	所有株式数	所有割合(%)
ノルウェー政府	3,144,625 株	100

公的な役割

地方自治体部門はノルウェー国内で大きな役割を担っており、GNPの約5分の1を占めている。地方自治体部門では行政と財政が不可分である。ノルウェー政府は、公社が地方自治体部門に対する低コストの主要な資金提供者として、ノルウェー国内での公社の重要性を認識している。

公社は、リスク調整済資本利益率を、競合する金融機関と同レベルにすることを目指しており、政府は公社がその資本基盤を強化するために合理的な利益を留保することを承認している。

公社は、91年にわたる事業の歴史の中で貸倒損失または債務不履行を蒙ったことがない。これは公社の保守的な貸付方針を示すだけでなく、ノルウェーの地方財政の性格をも反映するものである。地方自治体は政府によって厳格に監督されており、地方自治体は営業損失のための予算を計上できず、また翌3年間の予算で実損失を補填しなければならない。地方自治体法の下では、地方自治体は財政破綻することはできず、再建のためには特定の手続をとらなければならない。なお、これまでにかかる手続がとられたことはない。

監督および規制

公社は、ノルウェーの商業銀行法や貯蓄銀行法の規制を受けないが、金融企業法に基づき金融機関として金融監督庁によって監督されている。

金融企業法の規定により、財務大臣は自己資本比率算出のためのガイドラインを作成した。自己資本比率の主たる算出方法として、ガイドラインはリスク・資産比率を適用しているが、これは資産とオフバランス・シート項目の合計額(資産の種類により算出されたリスクを反映し、加重したもの)の資本に対する比率である。資本は、Tier1 資本(株式資本、その他の自己資本およびその他ノルウェー政府関連当局が個別に承認した資本の種類)、追加資本(満期前最終5年間の各年に対し20%を控除した劣後債務)、および一般準備金から成る。四半期財務書類の作成後、見積未払配当金を控除した税引後当期利益を Tier1 資本に加えることができる。最低自己資本比率要件は 13.5%である。最低自己資本比率要件は金融グループ内の個々の金融機関および連結ベースで金融グループに適用される。

公社の資本合計は、2016 年度末現在、12,452 百万クローネである。リスク調整済自己資本比率は 21.45%となった。ノルウェーの規則に基づき、公社から地方自治体への貸付は、リスク・ウェイトを 20%としている。

金融企業法は金融機関が単一の顧客に付与でき得る貸付金の総額について、いくつかの制限を課している。金融企業法の規則は欧州連合指令 92/121/EC および 93/6/EC に準拠している。

NKB の場合とは異なり、公社はノルウェー国外における債券の発行を禁止されておらず、また国会が NKB に課していた年間貸付・借入限度額の規制も受けない。

日本との関係

特記すべき事項はない。

(2) 資本構成

以下の表は2016年12月31日現在の会社の非連結ベースの資本構成であり、会社の監査済計算書類から引用したものである。この表は、本「発行者の概況の要約」の「(5) 経理の状況」に記載の2016年度財務書類と併せて読まれるべきである。

(単位：百万クローネ)

債務：	
長期債務	377,517
劣後債務	1,974
その他	26,384
<hr/>	
債務合計	405,875
資本：	
株式資本	3,145 ¹⁾
その他 Tier1 資本	994
剰余金	8,314
<hr/>	
資本合計	12,452
<hr/>	
資本構成 ²⁾	418,327

1) 会社の株式資本は3,145百万クローネであり、各額面金額1,000クローネの払込済普通株式3,144,625株により構成されている。2016年12月31日現在、ノルウェー政府が3,144,625株(100%)を保有している。

2) 資本および負債の合計。なお、自己資本比率の計算のための総資本は、追加資本に該当する劣後債務の一部のみを考慮して計算されるため、合計で13,989百万クローネとなる。

(3) 組織

会社の運営と監督は、定款で定められている。定款は、会社設立時にノルウェー国王により承認され、定款の変更には国王の承認が必要とされている。

金融企業法では、金融機関は最低4名から成る取締役会および最低12名から成る監督委員会を設置しなければならないとされている。会社の定款はこれに従ったものであり、会社は以下のような機関を設置している。

取締役会および業務執行

会社の取締役会は、多様性ならびに幅広い資格、経験およびバックグラウンドを集団として示し、5名以上9名以下の取締役により構成されている。従業員の過半数の決定により、取締役の3分の1および少なくとも2名は、従業員の代表者として会社の従業員の中から従業員により選任されるように要求することができ、その他の取締役は定時株主総会で選任される。現在は、取締役(従業員代表を除く。)は、定時株主総会によって選任されている。また、定時株主総会で取締役会の会長、副会長が選任される。

取締役の任期は2年である。

会社の全般的な業務運営に関する責任は、取締役会が負っている。取締役会の定足数は取締役の過半数であり、決議事項は出席取締役の過半数の賛成で可決される。

経営責任者は取締役会により選任され、公社を代表して、取締役会が決定した決定事項に従って公社の日常的な事業／活動の運営を遂行する責任を負っている。

株主総会

定時株主総会は毎年 6 月末までに開催され、取締役、監督委員および会計監査人の選任、監査済財務書類の承認、上記取締役会、監督委員会および取締役会の小委員会のメンバーならびに会計監査人の報酬の決定を行う。2016 年 12 月 31 日現在、株主はノルウェー政府(100%)である。

監督委員会

公社の監督委員会は 12 名の監督委員および 5 名の監督委員代理により構成される。監督委員のうち 1 名および監督委員代理のうち 1 名はそれぞれ従業員の中から従業員により選任されるが、その他の委員は定時株主総会で選任される。監督委員の任期は 2 年である。

監督委員会は、少なくとも年 1 回は開催される。監督委員会の定足数は監督委員またはその代理の 3 分の 2 以上の出席であり、出席者の過半数の賛成で可決される。

監督委員会の役割は、公社の事業が法律、規則、定款、ならびに公社の定時株主総会および監督委員会の決議に従い遂行されるよう努めることである。また監督委員会は、独立会計監査人により作成された財務書類を精査しなければならない。

定款に従い、監督委員は定時株主総会で選任される。

監督委員会の委員の資格要件は特に定款等で定められていない。しかし、従業員代表を除き、現職のノルウェー自治改革省および地方自治体の上級職員またはそれらの経験者から選任されている。

監査委員会

監査委員会は、2016 年 6 月 3 日付で廃止された。

従業員

2016 年 12 月 31 日現在、公社の正規従業員は 61 名であった。

組織機構

公社の内部組織機構は、有限責任法人への転換のため 1999 年初めに変更された。公社の組織は現在 6 部門により構成されている。すなわち、融資部門、金融市場部門、リスク管理およびコンプライアンス部門、財務・会計部門、広報部門、スタッフおよび運営部門である。

公社の事務所は、オスロ市 0110、ホーコン 7 世通り 5b(Haakon VII's Gate 5b, 0110 Oslo)にあり、これが公社の登記上の本社である。

(4) 業務の概況

概要

会社の事業目的は、ノルウェーの地方自治体、県、地方自治体関連企業および地方自治体業務を遂行するその他の企業に対し融資を行うことである。なお、かかる融資については地方政府保証またはノルウェー国政府保証が付される。

会社は、国内および国際的な資本市場から直接資金を調達しているが、低資金調達コストおよび高い経営効率のおかげで、地方自治体部門への低利融資は競争力のあるものとなっている。会社の保有資産は優良資産であり、ノルウェーの地方自治体への 91 年間の貸付の歴史においてこれまで貸倒損失を蒙ったことがない。また、会社はあらゆるリスクを考慮した厳しいリスク管理を行っている。

2016 年度 年次報告

ノルウェー地方金融会社は、ノルウェーの市町村および県の当局により提供される重要な福祉サービスに融資する。会社は、2016 年において 610 件の新規貸付を行い、その総額は 48.1 十億クローネであった。会社は、社会的使命を中核に自身の事業活動を行っている。会社の AAA の最上級の信用格付を維持するという目標により、有利な条件での資金調達へのアクセスを確保できる。会社の信用格付により、地方自治体は、金融市場における諸条件に左右されない予測可能な条件で、投資のための借入れを行うことができる。これは、地方サービスが安定して計画され、提供されるようにするために重要である。会社は現在、地方自治体に対して長期貸付を提供する、数少ない機関の一つである。

2016 年における会社の貸付残高は 4.8%増加し、過年度よりわずかに多い増加であった。2016 年における、気候および環境プロジェクトに対する貸付金は、11%増加した。

2016 年の当期利益は、2015 年の 1,870 百万クローネに対し、689 百万クローネであった。純利息収益は 2015 年より増加し、これは、2016 年の大部分を通して比較的高かった市場における利鞘および当年初めの高い貸付成長の組合せに起因していた。会社の当期利益は、会社の借入金をノルウェー・クローネに換算して利用される固定利付貸付金およびデリバティブ契約から生じる 974 百万クローネの未実現損失による影響も受けている。1,116 百万クローネの未実現利益は 2015 年に認識された。会社の税引後株主資本利益率は、2015 年の 20.8%に対し、6.3%であった。

会社の当期利益および株主への 2015 年度配当金の支払いを考慮すると、会社の資本は、2016 年に 250 百万クローネ増加した。

年次会計報告

取締役会は、ノルウェー会計法第 3 条 3a 項に基づき、継続企業として存続する会社の能力は引続き変わらないこと、および(2016 年度の)財務書類は、継続企業の公準に基づき作成されていることを確認している。2016 年 12 月 31 日に終了した年度の財務書類およびこれに対する注記は、年度末現在の会社の財務状態を適切に記載していると取締役会は考えている。年次会計報告は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成された。

2016 年の当期利益は、2015 年の 1,870 百万クローネに対し、689 百万クローネであった。2016 年の純利息収益は、2015 年の 1,642 百万クローネに対して、合計 2,087 百万クローネであった。会社の貸付ポートフォリオによる利鞘は、市場における価格の上昇に従って 2016 年に増加し、特に当年初めに増加した。

会社の税引前利益は、2016 年に 974 百万クローネの金融商品に係る未実現純損失により減少した一方で、2015 年には 1,116 百万クローネの金融商品に係る未実現純利益により増加していた。未実現損失は、公正価値で測定される固定利付貸付金における損失から一部生じている。その他の市場パラメータも、会社の金融デリバティブの価値に影響を及ぼし、未実現損失をもたらすような方法で変化した。会社の金融商品は通常、満期保有目的であり、会社の利益に対する未実現損益の影響は、市場における変動が逆転した際または金融商品が満期を迎えた際に逆転する。

(公社の発行債券買戻しおよび流動性資産ポートフォリオにおける債券売却等の市場取引による)純トレーディング収益は、2015年の6百万クローネに対して、2016年は合計15百万クローネとなった。

2016年の営業費用合計は、2015年の151百万クローネに対し、177百万クローネとなった。かかる増加の約半分は、新財務システムに関する減価償却費の増加に起因し、残りは、管理および統制機能における従業員数の増加に伴う給与費用の増加に起因していた。かかる従業員数の増加は、様々な規制要件、システム上重要な金融機関としての公社の現状、ならびに内部統制および報告活動に関する要件の強化の必然的な結果であった。2016年の営業費用合計は、資産合計の0.04%であった。

公社の2016年12月31日現在の資産合計は、2015年12月31日現在では449.4十億クローネであったのに対して、418.3十億クローネであった。かかる減少は、2016年における流動性資産ポートフォリオの規模の縮小、ならびに2016年初めからその他の通貨に対してノルウェー・クローネ高になったことによるノルウェー・クローネ建ての公社の資産および負債の価値の減少の組合せに起因する。

2016年12月31日現在、公社の総資本は13,989百万クローネであり、そのうち10,996百万クローネが普通株式等Tier1資本合計であった。公社のTier1資本は、株式資本、剰余金およびその他Tier1資本で構成されている。2016年12月31日現在、普通株式等Tier1自己資本比率は16.86%であり、自己資本比率(Tier1資本)は18.39%、自己資本比率(合計)は21.45%であった。

主要財務数値

(単位：百万クローネ)	2016年	2015年
業績		
純利息収益	2,087	1,642
コア利益 ¹⁾	1,400	1,043
税引前利益	919	2,583
当期利益	689	1,870
税引後株主資本利益率 ²⁾	6.27%	20.84%
税引後株主資本利益率(コア利益) ²⁾	12.74%	11.70%
税引後総資産利益率 ²⁾	0.16%	0.42%
税引後総資産利益率(コア利益) ²⁾	0.33%	0.23%
貸付金		
新規貸付金	48,117	46,757
貸付残高 ³⁾	266,558	254,421
流動性資産ポートフォリオ³⁾	116,413	146,611
借入金		
新規長期借入金	82,752	68,644
発行債券買戻し	1,159	2,979
償還	93,926	110,604
借入金合計 ³⁾	376,785	400,894
資産合計	418,327	449,361
資本		
自己資本比率(合計)	21.45%	18.81%
自己資本比率(Tier1 資本)	18.39%	16.53%
普通株式等 Tier1 自己資本比率	16.86%	15.09%
流動性カバレッジ比率(LCR)⁴⁾		
合計	1,116%	1,418%
ノルウェー・クローネ	1,848%	3,855%
ユーロ	558%	530% ⁵⁾
米ドル	471%	54%
豪ドル	無限大	無限大
日本円	852%	525%

1) 税引後の金融商品に係る未実現利益／(損失)の控除により調整した税引後の当期利益(689 百万クローネ + (0.75×974 百万クローネ) - 19 百万クローネ)。かかる業績数値は、会社の基礎的な事業に関連する情報を提供する目的で掲載されている。

2) 平均株主資本・平均総資産に対する割合として示される株主資本利益率・総資産利益率の年率。

3) 元本金額。

4) LCR は、法定余剰流動性資産の測定に用いられる。LCR は、今後 30 日間のストレス期間における純額決済に対する流動性資産の割合として定義される。

5) 当時、ユーロは主要な通貨(通貨建負債合計額が会社の負債合計の 5.0%以上を占める通貨)ではなかった。

貸付業務

公社は、2016年に610件の新規貸付を行い、その総額は48.1十億クローネであった。2016年度末現在の地方自治体への貸付合計は、266.6十億クローネであった。公社の貸付ポートフォリオは、4.8%増加し、12.1十億クローネ増加した。かかる地方自治体向けの公社の市場シェアは、2015年と変わらず、約45%であった。

公社は、2016年の貸付活動を、2016年7月1日および2016年12月31日より施行された、強化された自己資本比率要件に適應させた。公社の2016年を通した高い収益により、2014年および2015年よりも貸付残高を増加させると同時に、強化された自己資本比率要件を満たすこともできた。

2016年度末現在、17のノルウェーの県当局およびロングイヤービーエンの地方自治体を含む国内の428市町村のうち99%が公社の融資を受けていた。さらに、様々な地方自治体関連企業が、公社からの融資を受けている。有限責任企業への貸付は、県または市町村の保証が必要となる。公社は、すべての地方自治体に対し、その規模にかかわらず、同じ金利条件の融資を適用することで、すべての市町村および県の当局が競争力のある条件での資金調達への平等なアクセスを有することを保証している。

2016年度末現在、地方自治体の保証を受けた地方自治体および地方自治体関連企業に対する貸付残高の55.3十億クローネのうち、地方自治体の保証を受けた有料道路企業に対する貸付は25.4十億クローネを占めていた。

地方自治体の投資に対するニーズは、新しい施設およびサービスへの投資、ならびに特に小学校とその後の教育および水道・廃水および公衆衛生(以下「WWS」という。)分野に関する多数の改修工事的必要性によるものであった。WWS分野に関する分析では、引続き多数の未着手のメンテナンス案件が存在していると示している。ノルウェーの地方自治体は、介護用住宅および介護施設への投資の増加によって起こる人口構造の変化に直面している。この分野において、ノルウェー国家住宅銀行によって行われる国家的な資本の供与は地方自治体にとって重要である。大きな町および市の周辺地域ならびにその他の都市部における人口増加は、さらなる投資へのニーズを創出する付加的要因である。ノルウェー統計局の信用指標C2からの数値(特に地方自治体の国内総債務の概算的測定値)によると、2016年の地方自治体の借入金は、2015年に比べ5%増加し、2015年の増加率に比べ2.7%ポイント低下した。

2016年において、公社は、2040年までの期間における地方自治体の投資ニーズを予測する業務をメノン・エコノミクスに委託した。かかる予測は、投資の水準および資金調達に関連するニーズは、今後高まると予測している。ここ数年で、多くの地方自治体が、投資および借入れを行うことができる金額に制限を設ける金融目標数値または予算規則を作成した。

2016年4月において、公社は、「KBN Finans」と呼ばれる顧客向けの新しいデジタル・プラットフォームの提供を開始した。このツールは、公社の顧客が、公社からの貸付のポートフォリオを把握し、自身が受けているその他の貸付も入力できる。KBN Finansは、利用者に自身の借入れに対する良好な概観をもたらし、分析を手助けする一方で、報告目的としても使用される。2017年における公社の目的のうちの一分野は、顧客向けデジタル・オフリングのさらなる発展である。

過年度同様、2016年においても、公社の貸付金に損失は生じなかった。債務不履行や支払問題を抱える顧客はおらず、そのため、2017年に貸倒損失が生じる見込みはない。

公社は、2016年に詳細な顧客調査を行い、高い回答率を得た。これは、顧客が公社に対して全体的に非常に満足していることを示していた。

貸付市場

地方自治体の貸付市場は、公社が提供する長期分割返済付貸付金と地方自治体の資本市場における直接借入れに特徴付けられる。地方自治体の債券および短期証券貸付に対する需要は、2016年に変動し、ノルウェー中央証券預託機関(VPS)が示す数値は、資本市場における借入の割合が安定したことを示唆している。2016年において、短期の借入れは、2012年以来最低の割合での成長であった。地方自治体が短期の融資を利用すれば利用するほど、資本市場における需要と供給の間の不均衡に陥りやすくなる。

2017年1月1日付で効力を有する地方自治体の財政および負債管理に関するノルウェーの規制に対して、変更が加えられ、利付債務の満期日に関する情報要件が増加する。地方自治体における債務残高の約20%は、2017年に満期を迎える予定となっている。公社の目的は、地方自治体の借入パターンが財政的に持続可能であることを確実にするために、強固だが簡便な資金調達手段の利用および責任ある債務の管理に貢献することである。公社は、他の貸付機関がほとんど提供しないような、長期的な資金調達手段の提供に着目している。しかしながら、公社が提供する商品は、市場指向型で、顧客の需要および要求に適応している。公社の満期が12ヶ月未満の貸付のポートフォリオは、貸付全体の小さな部分であり、継続的な流動性および資本管理活動の一部を成している。かかるポートフォリオは、2016年度末現在において、2015年度末現在の6.26%と比べて公社の貸付全体の4.7%を占めている。

グリーン融資およびグリーン資金調達

公社は、ノルウェーの地方自治体がそれぞれの気候目標を達成できるよう支援に取り組んでいる。公社は、2010年以来、環境配慮型事業への投資に融資する目的で特別に個別の貸付商品を提供している。公社の全グリーン融資プログラムは、2016年に新たな枠組にて再開された。公社のグリーン金利商品の金利は、通常の利付商品の金利よりも0.1%ポイント低い。

公社のグリーン融資商品は、地方自治体における野心的な気候および環境プロジェクトを推進する手段となることが意図されている。低金利は、市町村および県の当局にとって環境および気候に関する高い志を持つ事業に投資することへのインセンティブを生むために用いられる様々な政府の政策に対する補完となり得る。2016年度末現在、公社のグリーン貸付ポートフォリオは合計13.5十億クローネであった⁽¹⁾。

公社のグリーン融資のための枠組は、オスロ国際気候・環境研究センター(CICERO)によって「dark green」の等級が付けられている。これは最上級の等級であり、かかる枠組を通して融資された事業が、2050年までにノルウェーが低炭素社会となる構想を達成する上でのソリューションの一部であることを意味する。2016年においてグリーン金利商品を利用して融資された事業の例には、アスケル市におけるノルウェーで初めてのエナジープラス幼稚園、北ヤーレンおよびローメリケにおける革新的な水道および廃水ソリューションならびにフログン市におけるノルウェーで初めてのマス・ティンバーによって建設された介護施設が含まれる。

気候への恩恵があり、社会的責任のある投資および事業に対する世界的需要が高まっている。その一方で、投資家は、グリーンボンドにより可能となった投資事業の気候への影響に関する透明性および包括的な報告をますます要求するようになってきている。公社は、2016年に自身の報告をさらに向上させるための措置を講じ、2017年には初めての環境影響報告書を公表する。この報告書は、自身のグリーン融資により促進される二酸化炭素排出量の削減を含む、気候および環境への影響を示す。公社は、グリーンボンドを発行することによってグリーン融資を行うための資金を調達している。公社は、グリーン資金調達のリーダーとなることに尽力している。これは、公社がグリーン事業に投資したいと考える投資家の資金をグリーン融資に貸付する明確な役割を果たす。公社の目的は、グリーンボンドの枠組および市場の双方のさらなる国際的な発展に直接関与することである。

資金調達

公社のAAA/Aaaの信用格付は、公社が好条件での資金調達への安定的アクセスを有することを確実にしており、これは地方自治体に恩恵をもたらす。公社は、地方自治体の借入要件を統合し、それぞれの地方自治体が自身に付与されるであろうより高い信用格付を付与されている。公社は、自身が幅広い投資家層、低い借入費用および低い借換リスクを有していることを確かなものとする多様な資金調達戦略を追求している。2016年における新規長期借入金は82.8十億クローネとなり、2015年と比較して14.1十億クローネ増加した。公社の資金調達先へのアクセスは上手く分散されており、日本、他のアジア市場、欧州および米国は、公社の最も重要な市場である。公社は、2016年において、それぞれが年限5年の合計2.0十億米ドルの2件の米ドル建ベンチ

マーク債および年限10年の1.0十億ユーロのユーロ建ベンチマーク債を含む、12の通貨による債券を発行した。投資家からの高い関心があり、すべての公社のベンチマーク債は、その入札が著しく募集額を超えた。

公社は、ノルウェー最大のグリーンボンドの発行体である。公社は、2016年10月に500百万米ドル建4年債の起債にて3件目となるグリーンボンドの起債を実行した。気候への恩恵があり、社会的責任のある投資および事業に対する世界的需要が高まっており、公社のグリーンボンドは、その入札が著しく募集額を超えた。

公社の2016年の借入金合計は、400.9十億クローネから減少して、376.8十億クローネとなった。

流動性管理

公社の方針は、今後12ヶ月分の純資金需要額に匹敵する現金および現金同等物を常に維持することである。これは、いかなる状況においても、公社は、新たな資金を調達することなく、今後12ヶ月の負債を返済できることを意味する。

公社の流動性資産ポートフォリオは、主として外貨で保有されている。2016年12月31日現在における流動性資産ポートフォリオの価値は、ポートフォリオの価値が非常に高かった2015年度末現在の146.6十億クローネから減少して116.4十億クローネであった。

流動性資産ポートフォリオは、自身の義務を履行するのに十分な余剰流動性資産を常に確保するという公社の目標を反映して管理されている。余剰流動性資産は、信用リスクおよび市場リスク双方に関して、低リスクの投資戦略に従って管理されている。公社の余剰流動性資産は、高い信用格付の政府、地方自治体、多国間開発銀行および金融機関によって発行された固定利付証券ならびにカバードボンドへ投資されている。公社は、2016年度末現在において1,116%のLCRを有している。

コーポレートガバナンス

公社は、自身の企業型、公的保有の構造および金融規制要件に関連する分野につき、ノルウェーのコーポレートガバナンス実務指針に適合している。公社は、ノルウェー国家により100%保有される有限責任会社として設立された。公的保有に関する政策についての白書⁶⁾において、政府は、公社を「カテゴリー3」の事業体として分類した。これは、公社が、政府による公的保有の目的を明確なものとする商業的な目的およびその他の明確な目的を有する事業体であることを意味している。ノルウェーの2017年度国家予算において、政府による公社の公的保有の目的は次のように定義されている。

「政府による公社の公的保有の目的は、地方自治体への融資を円滑にすることであり、公社は、中央政府に対して満足のいく払込資本金利益率を提供する必要がある。」

株主として、中央政府は公社の資本構成、配当金の支払額および公社の株主資本利益率目標を決定する。

目標利益率は、3年間分が国家予算に規定されており、2016年から2018年の期間の利益率は、8%に定められている。

公社の目的には、地方自治体への融資のために利用される市場が高い効率性を有していることを確実にし、市場の欠落による影響を補填すること、および市場の混乱により資本市場において利用可能な資金量が減少した場合であっても、地方自治体が融資を受けられるようにすることを確実にすることが、公社の重要な機能に含まれている旨が述べられている。公社は、地方自治体の福祉投資のために、借入れまたは地方自治体の規模にかかわらず、同じ金利条件で長期的かつ費用効率の高い融資を提供しており、これは公社の公共部門政策を示している。

公社の運営組織は、ノルウェー公開有限責任会社法および金融企業法の規定ならびに公社定款に従って組織されている。取締役会および監督委員会は、定時株主総会によって任命される。新たな金融企業法に関連して、2016年に公社の運営組織に対して変更がなされた。公社が監督委員会および監査委員会を有することは、法的要件ではなくなった。定時株主総会は、監査委員会を廃止することを決議した。監督委員会は、公社定款によ

って必要とされる運営組織として保持されており、とりわけ公社にとって重要な議題についての報告書を作成し、コーポレートガバナンスに特に集中することとなる。

取締役会は、CEO の任命、CEO への権限の付与の承認、借入れの決定および委任された借入権限の承認ならびに内部監査人の任命を含む、公社の活動の管理に対し責任を負うものとする。取締役会は、取締役会が検討する議題を準備する 3 つの委員会(会計監査委員会、リスク管理委員会および報酬委員会)を設立し、取締役の中からそれらの委員会の委員を選出する。

CEO は、取締役会が付与し、監督委員会が承認した権限に従い、日々の公社の運営を行うことに対して責任がある。リスク管理およびコンプライアンス部門は、公社におけるリスク管理およびコンプライアンス全般に対し責任を負う。最高リスク管理およびコンプライアンス責任者は、CEO に報告を行うが、ノルウェーの CRD(資本要求指令)Ⅴ規則第 29 条に従い、取締役会に対し直接報告を行うことができる。コンプライアンス部部長は、CEO に直接報告を行い、重大なコンプライアンス違反に関しては取締役会に直接報告を行う。

上級管理職の報酬に関する取締役会からの報告

取締役会は、毎年、翌年度における上級管理職の報酬についてのガイドラインを承認している。取締役会は、毎年、定時株主総会へ上級管理職の報酬についての報告書を提出する。

リスク管理および内部統制

リスク管理の目的は、公社が責任を持って自身の資産および負債を管理することを確実にすることである。取締役会は、公社のリスク選好およびリスク許容度の枠組を確立し、かかる枠組の範囲内で、公社の運営に関する方針および制限を含む財政方針およびリスク制限を設定する。かかる方針は、毎年審査される。取締役会はまた、年に 1 度、内部統制に係る方針を提出し、経営陣による内部統制の評価を検討する。

取締役会は、定期的に公社の活動、財政状態および収益状況に関する報告を受けている。取締役会は、リスクおよび有害事象に対する経営陣の評価を検討しており、これは、公社の定期的な活動報告プロセスにとって不可欠な部分を形成している。

会計監査委員会の役割は、取締役会が財務報告を監視し、内部統制および監査のためのシステムを監督することを、これらの分野に関連する議題を準備し、かかる議題について取締役会に助言を行うことにより手助けすることである。

リスク管理委員会の役割は、取締役会による公社の全般的なリスク水準の監督および管理を、当該分野に関連する議題を準備し、かかる議題に基づき取締役会に助言を行うことにより手助けすることである。

取締役会の報酬委員会の役割は、取締役会が公社の報酬制度の取決めを評価することを、これらの分野に関連する議題を準備し、かかる議題について取締役会に助言を行うことにより手助けすることである。

リスク管理および内部統制は、3 つの防衛線を備えている。公社の運営が第 1 の防衛線であり、公社の活動が、承認された制限内で遂行されているかの監視および統制に対し責任を負っている。リスク管理およびコンプライアンス機能が第 2 の防衛線であり、助言による支援を行い、適切な方法を促すことで第 1 の防衛線を下支えている。ただし、いずれもが、承認されたリスク制限をもってコンプライアンスを監視し、公社における内部統制が十分に機能しているかを監視する独立した統制機能である。内部監査人が第 3 の防衛線である。取締役会は、公社の活動の監視に、内部監査人を独立した監督および管理機能として使用する。

信用リスク

貸付ポートフォリオにおける信用リスクは、支払義務が解消されることがないため、遅延される支払いに限定される。地方自治体法第 55 条は、市町村および県の当局が自らの破綻を宣言することができないことを規定している。また、地方自治体法は、支払いを遅延せざるを得なくなった場合に遵守しなければならない手続に関する規定を含んでいる。これらの規定は、地方自治体が支払義務を履行することができない場合、中央政府

がノルウェー自治改革省を通じてかかる地方自治体の管理を引き受ける旨を規定している。これにより、実際面で貸付機関は債務および経過利息に関連する一切の損失に対しても保護される。

流動性リスク

取締役会は、今後 12 ヶ月間において発生するすべての負債を、新規の借入れを行うことなく返済することを含み、公社の継続的な負債をいつでも補填できる十分な流動性資産を確保するために、流動性管理に関し非常に限定的なリスク選好を有している。流動性資産ポートフォリオは、とりわけ流動性、格付、分散化、カウンターパーティーおよび債券の種類に関する要件に服している。さらに、流動性管理は、公社が当局によって設定された自己比率要件および流動性要件を遵守するように設計されている。

金利リスクおよび為替リスク

金利リスクおよび為替リスクは、常に公社の資産と負債から発生するリスクエクスポージャーの均衡が取れるよう確保することにより管理されている。ヘッジ取引は、金利リスクおよび為替リスクを回避するために行われる。公社は、金利リスクまたは為替リスクを最小化するヘッジ取引を行う場合には、デリバティブ取引におけるカウンターパーティーに関する信用リスクを想定する。公社は、かかるカウンターパーティーに関しては低い信用リスクのみを受け入れる意向である。かかる信用リスクは、担保金とデリバティブの市場価値を交換することによって、さらに減少する。

カウンターパーティーリスク

公社のカウンターパーティーエクスポージャーは継続的に監視されている。取締役会は、自身が受け取る活動報告書によって、および必要な場合にはより頻繁に、リスク水準に関する報告を受けている。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、運営機能および管理機能の間で任務の適切な区別が行われていること、業務プロセスおよび管理が記録されていること、そして重要な機能においては、高いレベルの専門性を持つ十分な数の従業員がいることを確保することを含む、公社における良好な内部統制を確保する手助けをするプロセスおよび統制を通じて管理されている。年次リスクレビューは、損失を防ぐ充分なリスク削減措置が実施されることを確保するためのすべての重要な機能について行われる。取締役会は、活動およびリスク報告書ならびに内部統制の年次評価によりオペレーショナルリスクおよび有害事象に関する報告を受けている。

コーポレートコミュニケーションおよび広報活動

取締役会は、公社の主要な利害関係者との定期的な質の高い連絡が、自身のモデルおよび自身がその事業を行う枠組が十分に理解されていることを確実にするための重要な手段であると考えている。政府が公社に期待することは、白書第 27 号(2013 年-2014 年)「多様かつ価値を創造する公的保有」に示されている。

公社は、自身の目的達成能力を妨げる潜在的な問題、または自身の顧客の利益にとって課題となる問題を特定する手助けをすることを目標としている。公社は、2016 年における自身の外部とのコミュニケーションにおいて、地方自治体による借入れに対する慎重なアプローチ、自身のグリーン融資商品および KBN Finans の立上げの重要性を特に強調した。

公社は、主要な利害関係者との間の自身の評判を測定するために、2016 年において様々な活動を実施した。

良い評判は、公社が効率的に機能することができること、および優れた従業員を採用することができることを確実にするために重要である。公社は、地方自治体部門における様々な組織と密接に連携しており、地方自治体の重要な財政問題に関する議論に積極的である。公社は、2016 年に多くの専門家の会議およびセミナーを手配し、そのうちいくつかは単独で行ったものであり、いくつかは地方自治体部門で働くその他関係者と共同して行ったものである。

公社は、2016年4月に年次会合を開催し、そのテーマは、「ノルウェー式の都会化—持続可能な都市および市街地」であった。

「グリーンシフト」における公社の役割もまた、2016年8月に公社が主催したアレンダールス・ウィーク会議でのパネルディスカッションにおけるテーマであった。公社が手掛けたイベントの主な対象となる聴衆は、公社の貸付商品の顧客に加えて、地方および国の政治家、顧問ならびに政府当局であった。

公社は、地方自治体部門にとっての主要な金融機関としての地位を強調することを視野に入れた、様々なマーケティング戦略を実行している。公社のデジタルメディアにおける知名度の向上は、2016年においても再び優先される分野となった。この目的は、公社が、対象となる聴衆との連絡の度合いを高め、公社が社会において果たす役割に対する理解を深め、また、公社のウェブサイトへのアクセスを増やすことである。

倫理的責任および企業の社会的責任

2016年において、公社は、企業の社会的責任に関する自身の取組みをさらに発展させた。公社は、自身の利害関係者との間で広範な対話を行い、優先事項を見直し、企業の社会的責任に関する個別のガイドラインを作成した。公社は、グローバル・リポーティング・イニシアチブの報告基準に従って、2016年の企業の社会的責任に関する報告書を作成する。公社の企業の社会的責任に関する取組みは、自身の戦略的取組みおよび活動計画を立てる際のプロセスに盛り込まれている。このアプローチは、企業の社会的責任が公社の経常的活動の不可欠な部分となることを確実にしている。

公社は、企業の社会的責任に関する自身の取組みのために、2017年において以下の分野を優先することを決定した。

題目1：倫理的責任、マネーロンダリング、腐敗、脱税および金融サプライチェーン

題目2：グリーンボンドおよびグリーン融資

題目3：多様性および平等性

題目4：責任ある貸付業務

題目5：知識の共有および利害関係者との対話

組織および従業員

公社は、自身の目標を達成するために、広範な専門分野にわたって優れた従業員を採用し、育成する必要がある。

公社は、2016年度末現在において72名の従業員を抱えており、これはフルタイム人員に換算すると70.3名であった。61名の従業員が正社員であった。臨時従業員は、育児休暇中の従業員の代わりや様々なプロジェクトに関連して任命された臨時のスタッフである。

運営機能と管理機能の間の分離をより明確にするために公社の組織構造に変更が加えられ、これは2016年下半期の初めから効力を有している。公社のリスク管理機能およびコンプライアンス機能はまとまり、現在はリスク管理およびコンプライアンスの部門を形成している。融資管理機能および決済機能は他の運営サポート機能とまとまり、スタッフおよび運営の部門となった。

公社のデジタル化への焦点は、顧客および堅固かつ効率的な業務プロセスに集中している。我々は、2016年においてデジタル顧客プラットフォームを立ち上げることにより、顧客へのサービスを向上させた。公社の財務システムは、さらなる自動化および内部の業務プロセスの向上のために、その稼働の1年目を通して適応された。この自動化への取組みは、今後加速される。

多様性および平等性

公社は、組織全体の多様性および平等性に体系的および的を絞った方法で取り組むよう努力しており、活動計画において具体的な措置のある目標に対して追跡調査を行っている。多様性および平等性を促進するための

取組みは、公社の新しい従業員の採用、マネージャーおよび従業員の能力開発ならびにそれらの後継者育成において欠かせない部分である。公社の目標は、すべてのレベルおよびすべてのユニットにおいて好ましい性別バランスを取ることであり、全体の性別バランスの目標は40%である。

公社は、自身の経営陣および組織ユニットの構成への採用または変更を行う際に性別バランスを特に重要視し、いかなる決定がなされる前に、最も適任である女性または男性が特定されることを要求する。候補者の専門的および個人的資格を評価する際には、性別、障害、年齢、文化的背景または地理的背景は考慮されない。

すべての従業員は平等に扱われ、個人的および専門的な能力開発ならびに昇進に関して同等の機会が与えられる。ノルウェー語を話さない従業員にはノルウェー語の研修が行われ、多様性および平等性に関する取組みは、経営向上の一部となっている。自宅での介護や育児の責任を有する従業員に対しては、その配置を容易にするため、フレックスタイム制が提供されている。

管理職やその他の重要な役割の後継者育成のための目標は、脆弱性を減らし、能力開発を行うために候補者を発掘し育成することである。

2016年度末現在において、取締役会における女性の割合は56%であった一方で、CEO率いる経営陣およびすべての従業員(正社員および臨時の社員)の同割合は、それぞれ50%および44%であった。公社の従業員の男性の平均年齢は40歳、女性の平均年齢は43歳であり、30歳未満の従業員数と50歳を超える従業員数はほぼ同等であった。従業員の10%がノルウェーの市民権を有しない者である。

健康、安全性および職場環境

職場環境委員会の目標は、良好な職場環境を構築し、福利と協調に特徴付けられる企業文化を築くことにより、良好な健康状態を促進することに積極的に貢献することである。当該委員会は、定期的に会議を開催し、健康、安全性および環境の問題に関連する仕事場の評価、室内気候の測定およびリスク評価を実行している。2016年にすべての従業員を対象に実施された倫理プログラムは、差別およびハラスメントに対する公社のゼロ・トレランス・アプローチに着目した。一つの大規模な従業員調査および一つの小規模な従業員調査が実施された。

運動施設や健康診断などを含む定期的な健康促進および社会活動が、公社の多様な活動グループと協力してすべての従業員に提供された。

勤務時間中の、または通勤もしくは出張に関連する事故または深刻な怪我が起きたという記録はない。ノルウェー労働監督局に対し、事故または怪我の報告はされていない。

罹病率は、2015年が4.4%であったのに対し、2016年は1.41%であった。男性の罹病率は1.64%、女性の罹病率は1.12%であった。公社の目標は、罹病率を2.5%未満に抑えることである。公社は、健康、安全性および職場環境、病欠の防止および経過観察ならびに休職や病気の後の従業員の早期の職場復帰を手助けすることに積極的に取り組んでいる。

利益の分配

公社の取締役会は、2016年度の当期利益の分配につき、配当金として390百万クローネを公社の株主に対して支払い、その他Tier1資本商品の利息として19百万クローネを支払い、280百万クローネを剰余金に振り替えることを提案している。

- (1) 2016年度末までに、公社は、初めてのグリーンボンド枠組の下で、2010年から2016年の間に貸付残高が合計13.5十億クローネとなるグリーン融資を提供した。2016年において、我々はグリーンボンド市場の期待を反映するよう、かかる枠組を改訂した。かかる改訂を受けて、以前グリーン融資が提供されていたいくつかの事業は、我々の現行の適格基準を満たしていない。これらの事業は、割引利率を維持するが、我々の環境影響報告書に紹介するグリーン事業のポートフォリオには含まれていない。新しいグリーンボンド枠組の下での貸付残高は10.5十億クローネである。
- (2) 多様かつ価値を創造する公的保有(白書第27号 2013年-2014年)

(5) 経理の状況

2016年度財務書類

※本書中の数字は四捨五入されているものがあり、この場合は、それらの数字を合計した場合の数値と合計の数値は必ずしも一致しない。

損益計算書

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日 に終了した1年	2015年12月31日 に終了した1年
利息収益	5,617	5,496
利息費用	3,530	3,854
純利息収益	2,087	1,642
サービス料および手数料	32	30
金融商品に係る未実現純利益／(損失)	(974)	1,116
純トレーディング収益	15	6
その他営業収益合計	(991)	1,092
給与および一般管理費	125	115
固定資産の減価償却	20	5
その他の費用	32	30
営業費用合計	177	151
税引前利益	919	2,583
利益に係る税金	230	713
当期利益	689	1,870
株主割当額	670	1,859
その他 Tier1 資本所有者割当額	19	11

包括利益計算書

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日 に終了した1年	2015年12月31日 に終了した1年
当期利益	689	1,870
その他の包括利益		
損益計算書に再分類されることのない項目		
確定給付制度に係る保険数理による利益／(損失)	(1)	16
このうち税金	0	4
その他の包括利益合計	(1)	12
当期包括利益合計	688	1,882

貸借対照表

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
資産		
金融機関向債権	16,182	19,428
分割返済付貸付金	267,521	256,815
ノート、債券およびその他利付証券	118,550	149,944
金融デリバティブ	15,921	22,831
繰延税金資産	0	201
その他の資産	153	142
資産合計	418,327	449,361
負債および資本		
金融機関からの負債	7,584	7,167
債券発行	369,933	390,107
金融デリバティブ	26,275	37,207
その他の負債	45	36
当期税金負債	0	829
繰延税金負債	12	0
年金債務	52	49
劣後債務	1,974	1,764
負債合計	405,875	437,159
株式資本	3,145	3,145
その他 Tier1 資本	994	994
剰余金	8,314	8,063
資本合計	12,452	12,202
負債および資本合計	418,327	449,361

資本変動表

(単位：百万クローネ)				
2016年				
	株式資本	その他Tier1資本	剰余金	資本合計
資本(2016年1月1日現在)	3,145	994	8,063	12,202
当期利益	0	0	689	689
その他の包括利益合計	0	0	(1)	(1)
Tier1資本への支払利息	0	0	(20)	(20)
その他Tier1資本の発行額	0	0	0	0
株式の発行額	0	0	0	0
配当金(2015年)	0	0	(417)	(417)
資本(2016年12月31日現在)	3,145	994	8,314	12,452
2015年				
	株式資本	その他Tier1資本	剰余金	資本合計
資本(2015年1月1日現在)	2,145	0	6,191	8,336
当期利益	0	0	1,870	1,870
その他の包括利益合計	0	0	12	12
Tier1資本への支払利息	0	0	(10)	(10)
その他Tier1資本の発行額	0	994	0	994
株式の発行額	1,000	0	0	1,000
配当金(2014年)	0	0	0	0
資本(2015年12月31日現在)	3,145	994	8,063	12,202

キャッシュ・フロー表

(単位：百万クローネ)	2016年12月31日 に終了した1年	2015年12月31日 に終了した1年
営業活動によるキャッシュ・フロー		
受取利息	5,433	5,616
支払利息	(3,752)	(3,175)
サービス料および手数料支払額	(32)	(30)
発行債券買戻しによる収入	15	6
従業員およびサプライヤーに対する現金支払額	(157)	(146)
利益に係る税金支払額	(838)	(404)
顧客向貸付金の支払(純額)	(12,137)	(7,298)
金融機関向債権(増加)／減少額(純額)	3,212	(20,789)
ノート、債券およびその他利付証券(増加)／減少額(純額)	25,204	19,049
その他資産(増加)／減少額(純額)	(12)	(123)
その他の負債増加／(減少)額(純額)	11	(7)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	16,947	(7,302)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の(購入)／売却(純額)	(20)	69
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	(20)	69
財務活動によるキャッシュ・フロー		
コマーシャル・ペーパー発行による収入	0	3,758
コマーシャル・ペーパーの返済	0	(3,855)
債券発行による収入	82,752	68,644
債券の返済	(96,675)	(116,443)
その他 Tier1 資本発行による収入	0	994
Tier1 資本への支払利息	(26)	(14)
劣後債発行による収入	1,991	0
劣後債の返済	(1,758)	0
配当金支払額	(417)	0
株式発行による収入	0	1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	(14,134)	(45,917)
キャッシュ・フロー(純額)	2,793	(53,149)
外国為替差額による影響	(2,751)	53,163
外国為替差額控除後のキャッシュ・フロー(純額)	42	13
1月1日現在の現金および現金同等物	34	21
現金および現金同等物の変動額(純額)	42	13
12月31日現在の現金および現金同等物	76	34
このうち		
合意された満期のない金融機関向債権	76	34
合意された満期のない金融機関からの負債	0	0